

# 木津川市学研木津北・東地区土地利用計画 (中間案)

平成 23 年 9 月

木津川市



## 目 次

### 【本編】

1 . 木津北・東地区の概要と位置づけ	
1-1 概要	1
1-2 上位・関連計画での位置づけ	2
2 . 木津北・東地区の特性	
2-1 地形・地質	8
2-2 植生	10
2-3 貴重種の保全	12
2-4 地元や市民団体等の活動	14
2-5 歴史・観光・文化等	16
2-6 木津北・東地区と人の生活との係わり	17
2-7 木津北・東地区の特性	18
3 . 木津北・東地区におけるこれまでの検討経過	
3-1 独立行政法人都市再生機構による事業の中止	20
3-2 これまでの検討経緯	21
4 . 木津北・東地区を取り巻く最近の社会動向	
4-1 山林・森林内の権利・保全	27
4-2 里山・森林の保全活動に関する最近の動き	28
4-3 生物多様性や森林に関するこれまでの足取りと長期的見通し	29
4-4 木津北・東地区及び周辺での最近の動向	30
5 . まちづくりの基本方針	
5-1 まちづくりの視点	32
5-2 まちづくりのコンセプト	34
5-3 基本方針	34
5-4 まちづくりの展開	35
6 . 土地利用方針	
6-1 立地特性を踏まえた土地利用方針	37
6-2 土地利用計画	39

<b>7 . 木津北地区の土地利用計画の実現に向むけて</b>	
7-1 土地所有の課題を踏まえた今後の取扱いの方向性	46
7-2 土地利用の誘導を図る制度	47
7-3 民間事業者の参画意向	49
7-4 推進体制のイメージ	52
<b>8 . 本計画の実現に向けた今後の取組み</b>	
8-1 生物多様性保全活動促進法における地域連携保全活動計画の作成	57
8-2 プラットフォーム（地域連携保全活動協議会）の設立	58
8-3 生きた里山に向けた企業参画の誘導	58
8-4 持続可能都市・木津川モデルの実現に向けた制度の活用促進	58
8-5 関連計画への対応	58
8-6 木津北地区の土地利用の展開スケジュール	58
8-7 木津東地区の土地利用の展開イメージ	61

## 【参考資料】

- 参考 -1 木津北・東地区の土地の所有状況
- 参考 -2 市民緑地制度
- 参考 -3 生産緑地制度
- 参考 -4 アンケート・ヒアリング調査結果
- 参考 -5 生物多様性保全活動促進法の概要
- 参考 -6 用語集

【 本 編 】

---



# 1. 木津北・東地区の概要と位置づけ

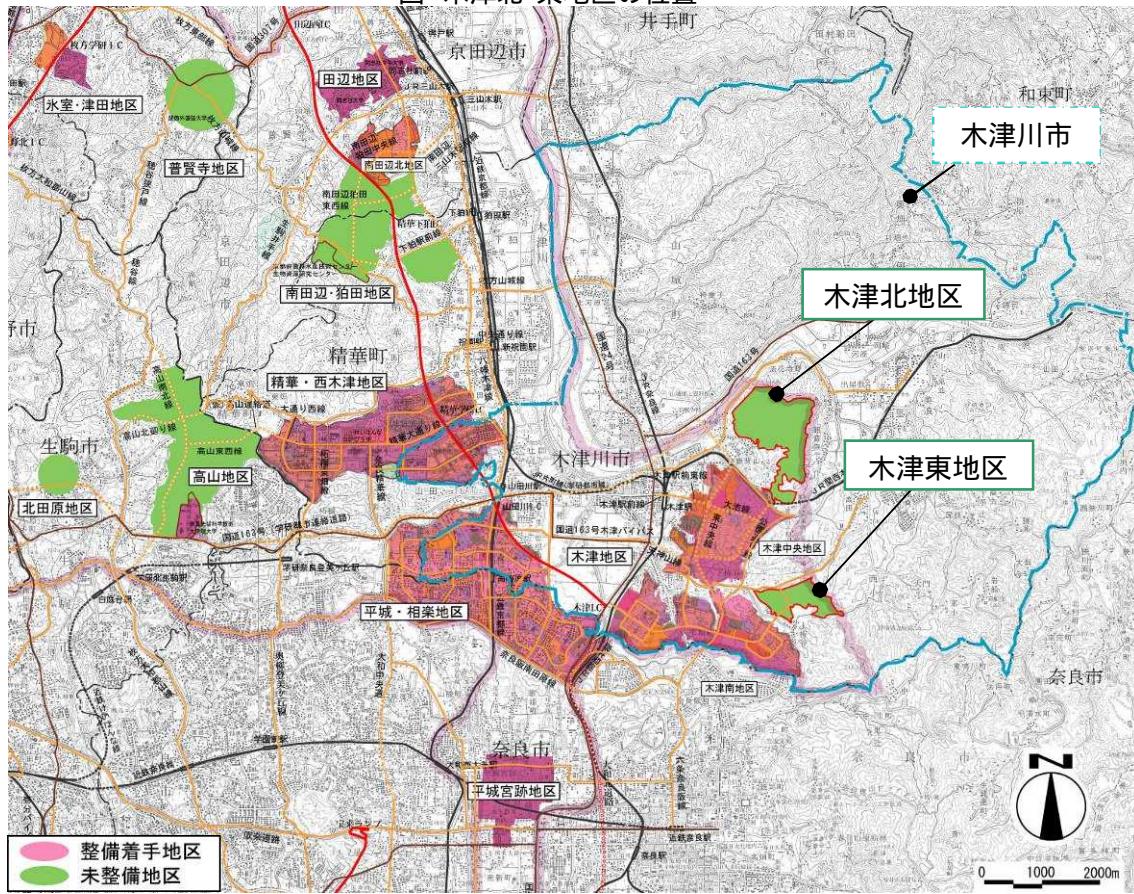
## 1-1 概要

本計画の対象地域は木津北・東地区とする。対象地域の概況は以下のとおりである。

### 位置及び規模等の概要

- 木津北・東地区は木津川市に属しているが、平成19年の合併までは（木津町・加茂町・山城町が合併）木津町に属していた。木津川市は近畿のほぼ中央、京都府南部の山城地域に位置し、北は井手町・和束町、東は笠置町、西は精華町、南は奈良市と境を接し、京都・大阪の中心部から30km圏内にある。
- 木津川市において木津北・東地区は市域のほぼ中心に位置している。
- さらに、関西文化学術研究都市（以下「学研都市」とする。）の最東端に位置し、学研都市のクラスターの一角を担う地域でもある。
- 面積は木津北地区が約152ha、木津東地区が約55haである。

図 木津北・東地区の位置



（出典：けいはんな学研都市リーフレットに掲載の図面に加筆）

### 木津北・東地区周辺の主な概況

- 学研都市のクラスターにおける未整備の地域である木津北・東地区は、まとまった緑や多様な自然環境を有し、都市部の住民が身近に自然とふれあうことのできる貴重な空間となっている。
- 特に木津北地区周辺は自然の山あいを流れてきた木津川が強固な岩盤に突き当たり蛇行し、川幅を広げながら平らな地形に流れ込んでいるほか、沿川に都市部が広がっていることから、山・川・平地の接点であるとともに、自然と人の生活環境との接点でもある。さらに大和青垣 地域の北端に位置し、地質的に価値の高い大阪層群 が残る重要な地区である。

参考-6 用語集を参照

・また、木津北・東地区は旧木津町の頃から進められてきた施策である「まちと自然、産業、地域と社会、ひと」が相互連携し、地域資源の活用・保全を図る中で、自然環境との共生や学研都市との連携等による産業創出・環境保全型農業を進めるなど、都市部に近接する立地特性の中で、現在でも貴重種が生息する生物多様性や里山としての特性等が残る学研都市及び木津川市において重要な地域である。

### 木津北・東地区の土地の所有状況の概要

- ・木津北・東地区の土地所有状況は独立行政法人都市再生機構(以下、「UR都市機構」とする。)その他の地権者、公共等によるモザイク状の所有形態となっている。
- ・大規模な土地の所有者はUR都市機構であり、木津北地区では約6割、木津東地区では約5割を所有している。
- ・また、民有地の一部については細分化・転売が進行しているほか、所有者が不明確で適切な管理がなされていない場所も存在する。

### 1-2 上位・関連計画での位置づけ

#### (1)関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針

木津北・東地区は国が定める関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針(以下、「基本方針」とする。)との整合を図る必要がある。基本方針では以下の整備の方針が定められている。

### 位置づけの概要

- ・木津北・東地区は学研都市における文化学術研究地区に位置づけられている。
- ・木津北・東地区の推進すべき整備。

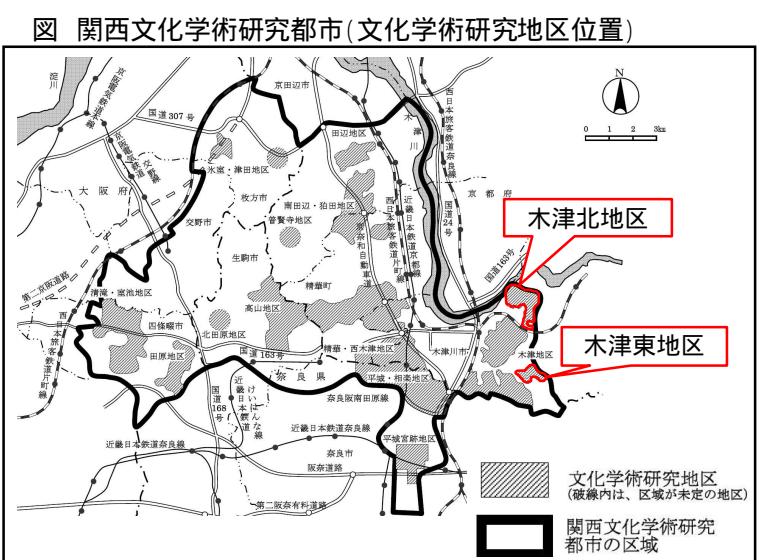
自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設から成る研究開発、先端産業の拠点  
自然環境を活用した住宅施設及び都市的サービス施設等

- ・整備は条件が整った時点で、計画的・段階的に進める。

### <文化学術研究地区の整備の方針：木津地区>

独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所など主として自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設から成る研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、自然環境を活用した住宅施設及び都市的サービス施設等の整備を推進する。

なお、適切な土地利用方針のもと、整備の条件が整った地区から、都市全体としての整合性に留意しつつ、計画的、段階的に整備を進める。



(出典:国土交通省HP)

## (2)関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画

木津北・東地区は基本方針に基づき京都府が定めた関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画(以下、「学研建設計画」とする。)との整合を図る必要がある。

学研建設計画では人口の規模、概成時期、土地利用計画が定められている。

### 位置づけの概要

- 木津北・東地区の整備の方針。
  - 自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設等からなる研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進
  - 自然環境を活用した住宅地としての整備及び都市的サービス施設等の整備を推進
- 木津北・東地区の概成は平成25年を目標とし、人口は約4万人を想定。
- 木津北・東地区は文化学術研究ゾーン、センターゾーン、公園・緑地ゾーン、住宅地ゾーンに位置づけられている。

### <各文化学術研究地区の区域内の人口の規模及び土地の利用に関する事項：木津地区>

#### 整備の方針

主として自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設等からなる研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、自然環境を活用した住宅地としての整備及び都市的サービス施設等の整備を推進する。

木津地区の概成は平成25年を目標とする。

#### 人口の規模

木津地区の人口は約4万人を想定する。

#### 土地利用計画

学研都市のクラスターの中で最大の面積規模を有しており、地形条件等から大きく北部、中部、南部及び東部に区分され、中部と南部をシンボル的な道路である都市計画道路東中央線により連絡する。

地形条件を配慮し、主として、北部の北側と西側及び東部の東側に文化学術研究ゾーン、センターゾーン及び公園・緑地ゾーンを、既成市街地との関連を考慮して北部の東側、中部の北西側と中央部及び南西側、南部の北側及び東部の西側に住宅地ゾーンを、中部の北東側と南東側、南部の南側に文化学術研究ゾーンを、中部の北側中央部、南部の西側にセンターゾーンを、中部の中央部西側に公園・緑地ゾーンをそれぞれ配置する。

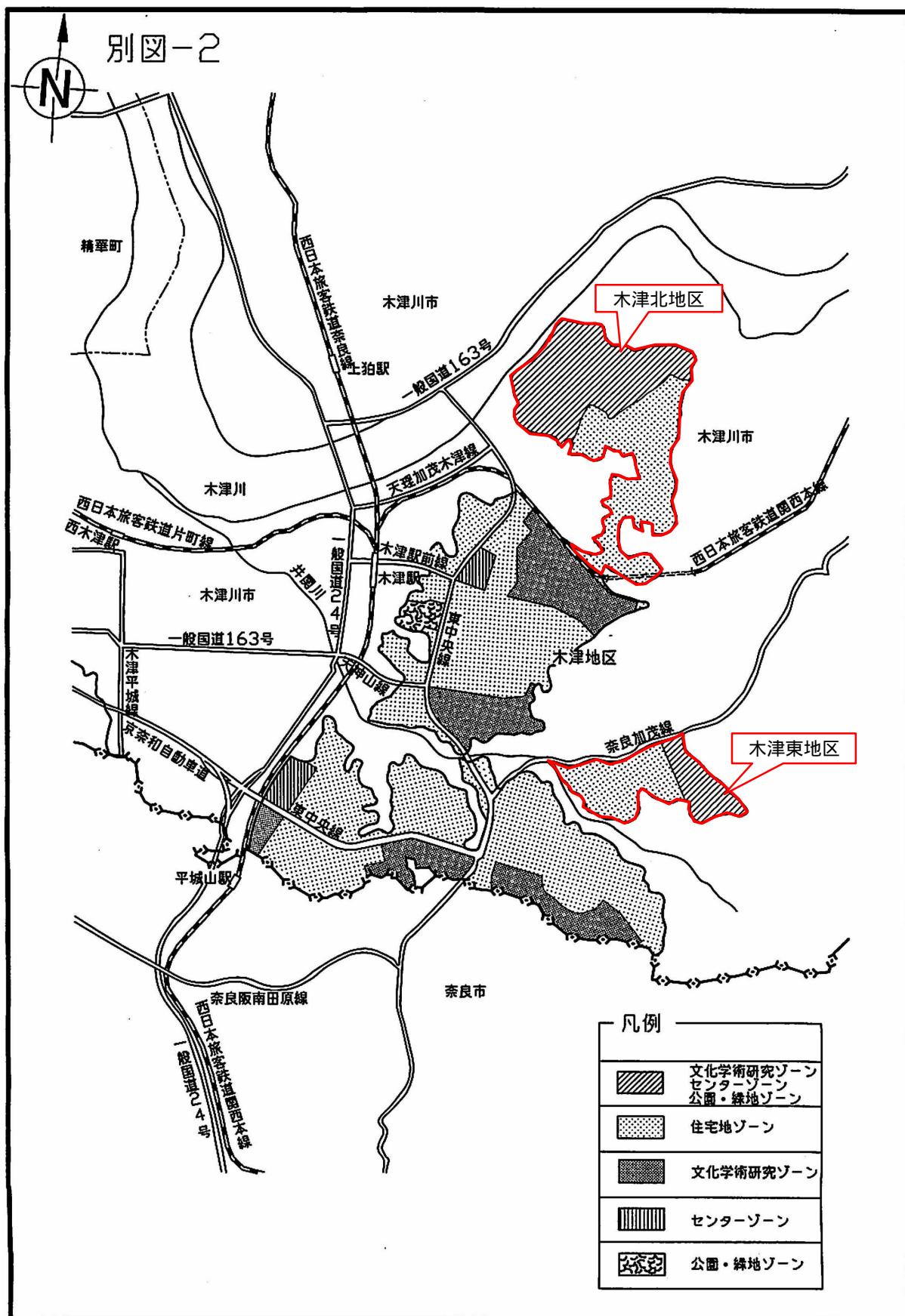
機能別土地利用は、文化学術研究ゾーン約115ヘクタール、センターゾーン約13ヘクタール、公園・緑地ゾーン約9ヘクタール、文化学術研究ゾーン、センターゾーン及び公園・緑地ゾーン約134ヘクタール並びに住宅地ゾーン約469ヘクタールとする。

### <文化学術研究施設の整備に関する事項：木津地区>

主として自然科学系の創造的な基礎研究、応用研究、先端的な技術開発を行う施設、文化・学术・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設等の整備を図る。

このため、各分野における民間研究施設等の整備を図るとともに、光量子科学研究等を行う日本原子力研究開発機構関西光科学研究所等の整備を図る。

## 図 学研建設計画での土地利用計画



(出典:学研建設計画における土地利用計画に加筆)

### (3)関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン

学研都市のまちづくりは関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン策定委員会が平成18年に策定した「関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン～学研都市の新たな展開を目指して～」において、今後10年間における取組みの方向が以下のように示されている。

#### 位置づけの概要

- ・全国に先駆けて、人文・社会科学と自然科学分野の総力を結集して、持続可能社会のための科学に取組む。
- ・未来を拓く新文化首都として、地球規模での環境に関する研究や自然・人文・社会科学等が融合した文化学術研究と時代を先取りして多様な試みを行うパイロットモデル都市を目指す。
- ・知の創造都市の形成に向け、市民・研究者の知的生産・文化活動による新しい価値の創出、持続可能社会での多様なライフスタイル等を創造・発信する。

表 実現化に向けた取組みの方向性

総力を結集した「持続可能社会のための科学」への取組み	全国に先駆けての展開
国際研究開発拠点としての新産業の創出	・学際的な研究交流の場を設け、これまでの多様な知の集積を活かし、人文・社会科学分野と自然科学分野との総力を結集する。
文化拠点の高度化と新たな文化学術研究の推進	・産学官連携の強化、研究開発型産業施設の立地促進を図り、新産業創出に取組むと共に、国際研究開発拠点の戦略体制構築、国際化に向けた都市環境整備の推進を図り、世界に開かれた都市を目指す。
未来を拓く知の創造都市の実現	・文化拠点の高度化や施設の設備充実・連携により、新たな文化学術研究を推進する。 ・文化遺産に関する実績を活かし、引き続き保存修復等の国際貢献を推進する。
学研都市の活動を支える基盤整備の促進	・市民や研究者による都市活動の展開、持続可能なまちづくりの実現 ・「知による生産や文化が創出され新しい価値が創造されると共に、持続可能社会での生き方等が創造・発信される都市」を目指す。 ・実証実験の展開、体験し学ぶ新たな観光等を推進する。
「高度な都市運営」に向けて大きくステップアップ	・学研都市におけるスピードアップ ・学研都市における学術研究活動や市民活動を支える関連道路整備等の基盤整備を推進し、併せて公共交通サービスの充実を図る。
	・「都市の建設」から「建設推進・高度な都市運営」への体制の強化 ・学研都市を支え、推進する体制づくり、学研都市を一体化した新たな運営組織づくり、産学官連携組織の構築を図る。

(出典:けいはんな学研都市紹介パンフレットを要約)

### (4)都市計画法

土地利用を検討するうえで都市計画での用途地域との整合も必要となる。

#### 位置づけの概要

- ・木津北・東地区の用途地域は第一種低層住居専用地域に指定。

## (5)第一次木津川市総合計画

木津川市の将来像は第1次木津川市総合計画（平成21年）において「水・緑・歴史が薫る文化創造都市～ひとが輝きともに創る豊かな未来～」として4つの柱が示されている。

また、将来像の実現に向け基本方針として7つの項目とそれに基づく施策が定められている。

### 木津川市の将来像

#### 歴史・文化や自然・環境を活かした美しいまちづくり～愛着と誇りの持てるまちづくり～

- ・地域固有の特色ある地域資源を活かし、市民が誇りの持てる魅力あるまちづくり
- ・古代以来、都と関連性の深い地域として発展してきた歴史と文化を活かしたまちづくり 等  
知の集積を活かした新しいまちづくり～新時代を創造するまちづくり～
- ・国際的な学術研究と産業、文化、生活が調和する「知の創造都市」をめざしたまちづくり
- ・知の集積の推進と活用をはじめとして、産業機能の導入・土地利用の推進、世界に開かれた学研都市の実現等をめざした魅力的なまちづくり 等

#### 豊かな市民生活を実現するまちづくり～安心して生涯を託せる心豊かなまちづくり～

- ・安心・安全なまちづくり
- ・安定的な生活基盤・雇用の確保をめざすまちづくり 等
- 市民が主人公のまちづくり～みんなで創るまちづくり～
- ・多彩で多様な“人と地域文化”が交流するまちづくり
- ・市民の参画と協働によるまちづくり

### まちづくりの基本方針と施策の主要目標

#### 個性を活かした魅力ある地域文化の創造

- ・歴史・文化の保全・活用
- ・歴史・文化・伝統を背景とした地域文化創造活動の促進

#### 地域力を活かした産業・事業の創造

- ・関西文化学術研究都市を活用した新たな地域産業の創造
- ・地域資源を活用した新しい地域産業創出システムの構築 等

#### 誰もが安心して暮らせる福祉都市の創造

- ・安心・安全、快適なまちづくり 等

#### 豊かな心を育む教育・文化の創造

- ・子どもを安心して産み健やかに育てられる環境づくり
- ・生涯にわたる学習機会の充実 等

#### 連携を強め地域を支えるネットワークの創造

- ・計画的な土地利用と快適な都市環境の形成 等

#### 環境と調和した持続可能なまちの創造

- ・地球環境と身近な自然の保全と継承
- ・環境負荷を低減する生活環境づくり

#### まちづくりへの参画と協働の創造

- ・市民と行政のパートナーシップの推進 等

## 都市構造及びゾーンでの位置づけの概要

- 木津北・東地区は学研市街地整備ゾーン（自然環境との共生等に配慮し、学研都市機能を有する市街地として整備を検討するゾーン）である。

図 都市構造及びゾーン



(出典:第1次木津川市総合計画 / 平成21年)

また、こうした自然環境との共生等は旧木津町の頃から取組まれてきた施策であり、特に「歴史・文化の保全・活用」「関西文化学術研究都市を活用した新たな地域産業の創造」「地球環境と身近な自然の保全と継承」「環境負荷を低減する生活環境づくり」に関しては一部施策を引き継ぐかたちとなっている。旧木津町では「まちと自然、産業、地域と社会、ひと」が相互連携する都市特性を活かし、地域資源の活用・保全、豊かな自然環境と新たな市街地との共存、産業（農業等）の促進等、身近な自然の保全と継承、環境負荷を低減する生活環境づくりによる「環境と共生する安全で安心なまちづくり」等を進めてきた。

## (6)木津川市都市計画マスタープラン

### 位置づけの概要

- 都市計画マスタープランにおいて、木津北・東地区に関しては「木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会」での提案を踏まえ、新たな木津北・東地区のまちづくりについて検討することとなっている。

#### <目指すべき方向性:自然環境等と共生する緑豊かな地区の形成>

豊かな自然環境や田園環境を活かしながら、多様な生物との共生に配慮し、地球環境問題に対応した「持続可能な社会」に貢献する学研都市にふさわしい新たな地区の形成に向けた検討を進める。

#### <木津北地区の土地利用方針:自然環境の保全活用と持続可能社会への取り組みの検討>

木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会にて取りまとめ中であるが、シンボル性のある里山景観の保全、里山の再生や生物多様性の環境維持、持続可能な循環型社会の実現に貢献する地区の形成、周辺の自然環境・里山環境などの活用、環境都市を象徴する施設（エネルギー回収推進施設）の建設推進、環境負荷の低減や低炭素社会の実現等の視点に基づいた実験フィールド等の実現の可能性について検討を進める。

#### <木津東地区の土地利用方針:周辺の田園環境に配慮した住環境の形成の検討>

周囲の優れた田園環境に配慮しつつ、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画検討委員会の提案を受けて、より具体的な都市的土地利用について検討を進める。

## 2. 木津北・東地区の特性

### 2-1 地形・地質

木津北・東地区の地形・地質等をまとめると次のように整理できる。

#### 概要

##### ・木津北地区の概要

北側部分は花崗岩でできた強固な岩盤で形成され、小さな尾根・谷が複雑に入組む急峻な形状。

南側部分は大和青垣地域の北端に位置し、低標高ではほとんど見られなくなった大阪層群（砂泥互層）により湧水湿地が形成されており、地質学的に希少かつ生物多様性の保全において重要。

##### ・木津東地区の概要

全体的になだらかであり岩盤等はない。

木津北地区同様に大阪層群が残存するが、地質的には木津北地区とは異なり湧水湿地は形成されにくい（礫層）。

#### <木津北地区の地形・地質>

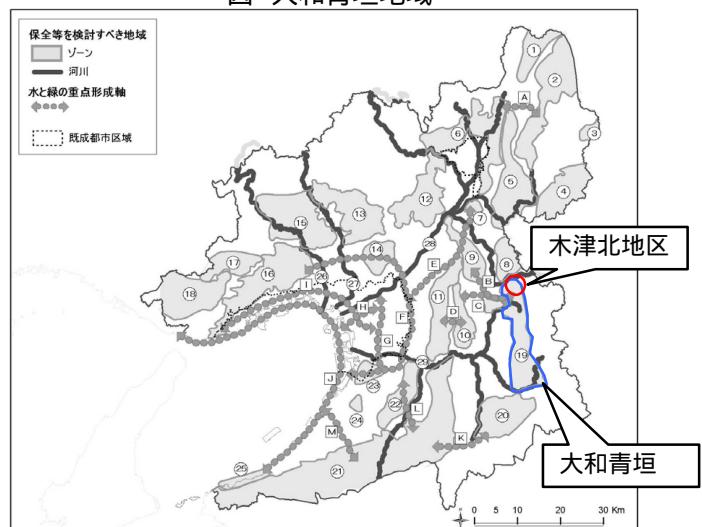
地形の特徴は地区の東側が鹿背山の尾根筋となっており、かつ地区の北側部分は小さな尾根・谷が複雑に入組む急峻な形状となっている。南側部分は地区の中では比較的緩傾斜で、農地等が棚田状に広がっている。地質的に、北側部分はかつて木津川が氾濫する原因となるほど硬い岩盤（花崗岩）である一方、南側部分は湧水湿地を形成しやすい大阪層群で構成されている。平成18年に「近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議」が取りまとめた「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」においても、同地区は保全等を検討すべき地域に指定された「大和青垣地域」の北端に位置している。さらに、大阪層群は昭和30年代後半から急速に進んだ都市的開発により、低標高にある地質においてはほとんど残されていないため、この地区での残存は地質学的に重要である。また、湧水湿地が多く見られることからカスミサンショウウオをはじめとする湿地性動植物の生息に適しており、けいはんな丘陵の生物多様性にとって大変重要な区域となっている。

図 木津北・東地区航空写真



(出典:UR都市機構)

図 大和青垣地域



(出典:近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン)

### <木津東地区の地形・地質>

地形の特徴は木津北地区と比較して全体的になだらかであり、広く農地として活用されている場所が多い。地質的に木津北地区と異なり、岩盤等ではなく沖積層や礫層の大坂層群で構成されている。

図 現況地形

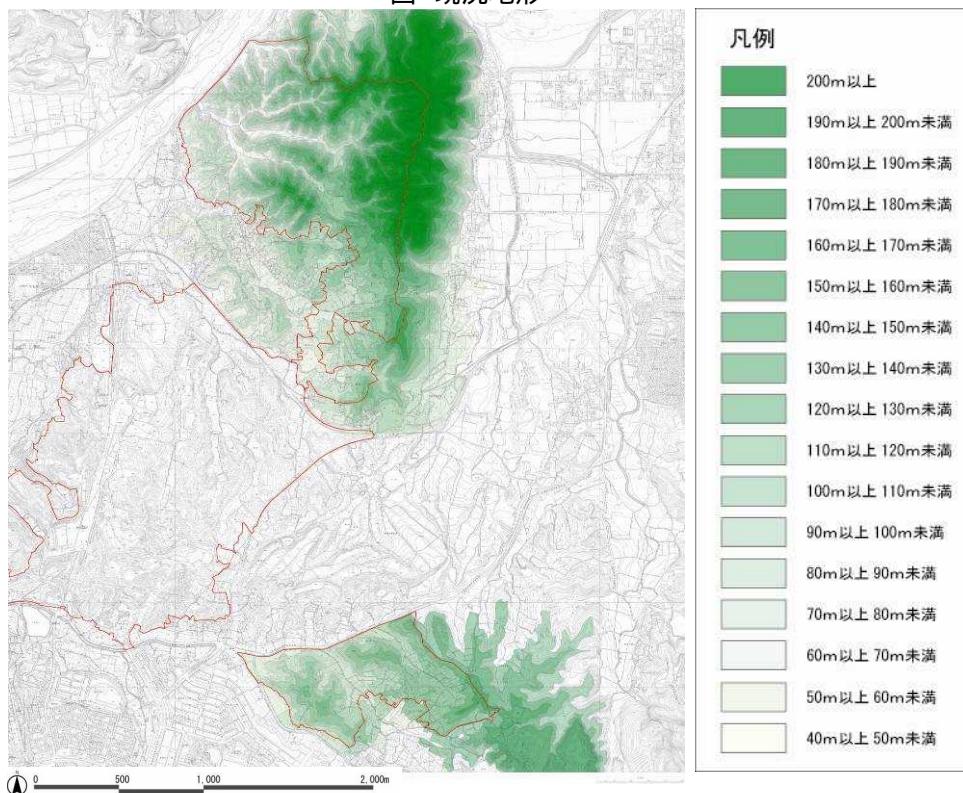
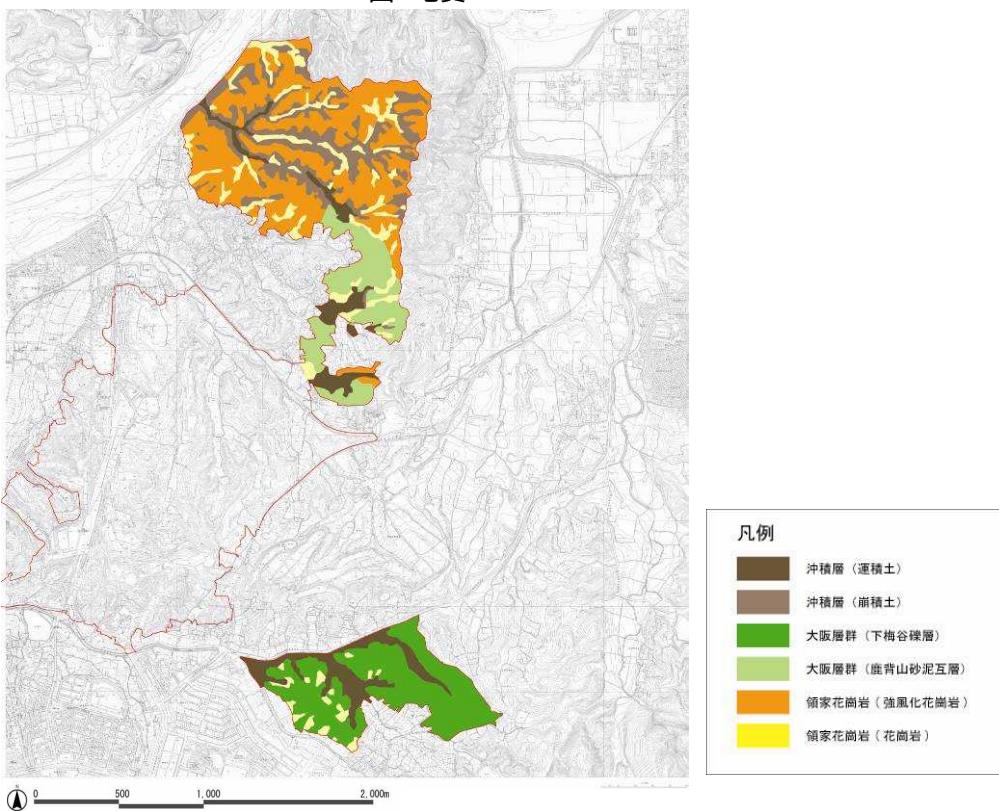


図 地質



(出典: UR都市機構提供資料)

## 2-2 植生

木津北・東地区の植生をまとめると次のように整理できる。

### 概要

#### ・木津北地区の概要

平成 5 年頃はオオタカの営巣に適したアカマツ林が東側に点在しているとともに、コナラ林等の二次林や水田などで構成されていた。

平成 15 年頃はアカマツ林や水田が一部残る程度になるとともに、モウソウチク・マダケ等の範囲が広がっていることから、耕作放棄地や適切な管理がなされない場所が拡大している。

#### ・木津東地区の概要

谷筋部分の多くは耕作地として活用され、尾根部分等はアカマツ林や落葉広葉樹林等が群生し、代表的な里山であったと考えられる。

現在は、一部において竹の侵食・繁茂や二次林の荒廃が進んでいると考えられる。

### <木津北地区の植生>

平成 5 年頃はオオタカの営巣に適したアカマツ林が地区東側に多くみられるほか、コナラ林等の二次林や水田などの里山としての名残が確認できる。また、モウソウチク等は地区の中央部や西端部等に小規模な群落として点在している。

しかし、平成 15 年頃になるとアカマツ林の範囲が小さくなり、地区東側の一部に残る程度となるとともに、水田も地区南側を残しほんど確認することができない。一方、モウソウチク・マダケ等の範囲が広がり、谷筋にはネザサが繁茂していることから、耕作放棄地や適切な管理がなされない場所が拡大していると考えられる。オオタカの営巣が確認できなくなったのもこの頃であり、植生の面からも生物多様性の確保が難しくなってきていると考えられる。市民団体等による持続的な里山の管理等により、平成 20 年から連続してオオタカの営巣が確認されていることから、一部において里山が回復している。

### <木津東地区の植生>

昭和 59 年頃は地形が緩傾斜であることもあり、谷筋部分の多くは耕作地として活用されている。尾根部分等はアカマツ林や落葉広葉樹林であり、人々の生活の営みとともに形成される代表的な里山であったことが考えられる。

現在は、一部においてモウソウチク等の竹の侵食・繁茂や二次林の荒廃が進んでいると考えられる。

図 植生(木津北地区:平成5年、木津東地区:昭和59年)

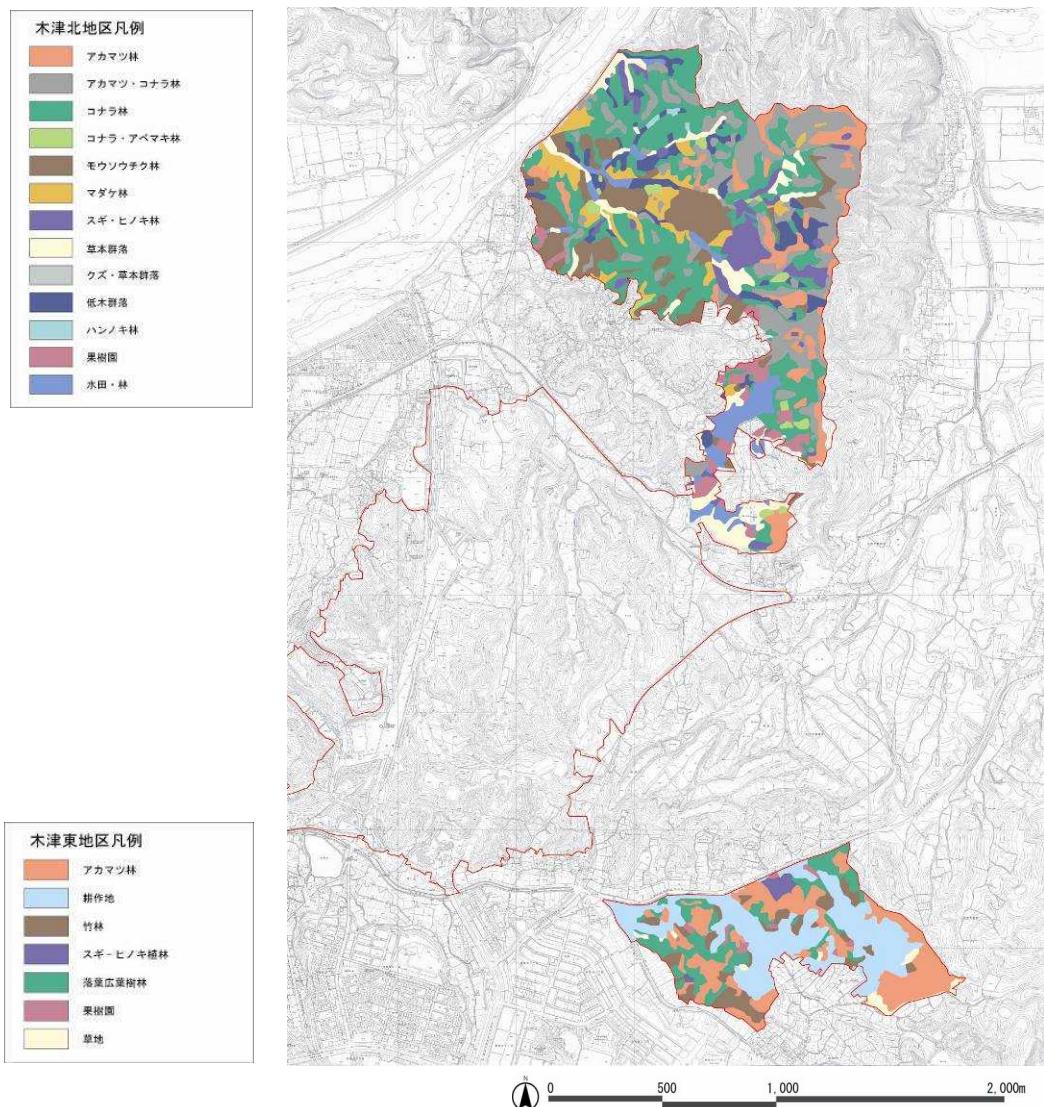
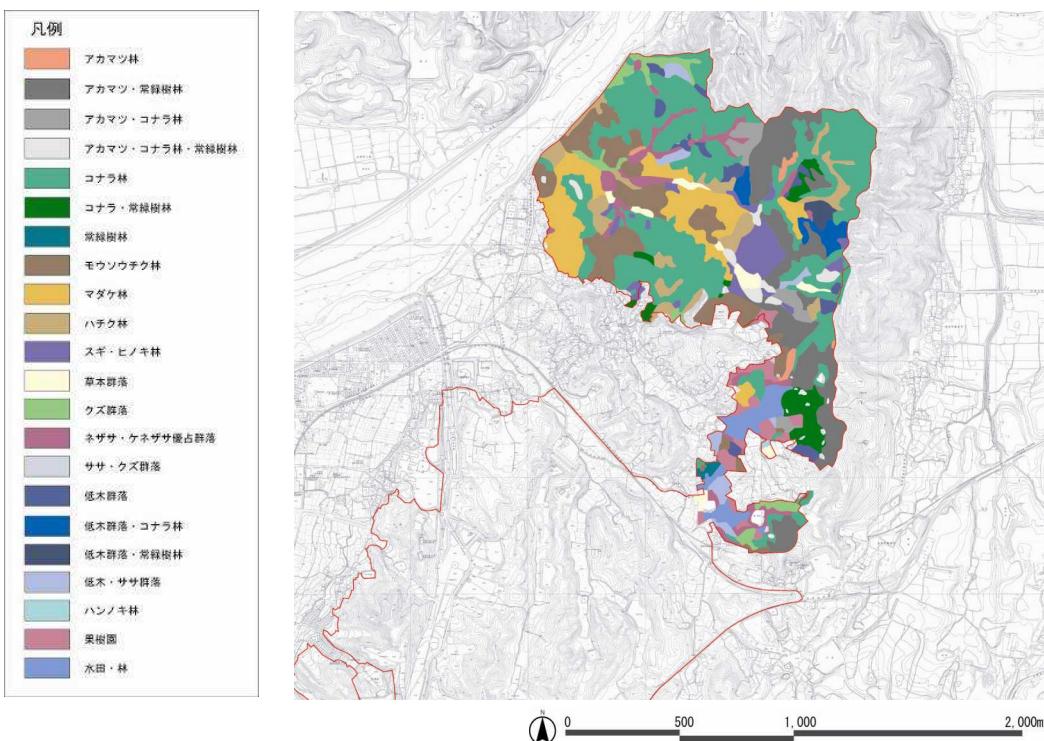


図 植生(木津北地区:平成15年)



(出典: 平成20年度木津地区モニタリング調査報告書/平成21年11月、UR都市機構提供資料)

## 2-3 貴重種の保全

木津北地区にはオオタカ・カスミサンショウウオ等の貴重種が生息しており、これらの保全に向けた取組みが行われている。

### 貴重種の概要

- ・平成 5 年から平成 11 年まで、木津北地区においてオオタカの継続的な営巣が確認されている。
- ・その後、一時営巣が見られなくなったが、平成 20 年から再び木津北地区にて営巣が確認されている。
- ・平成 22 年にカスミサンショウウオの幼生が木津北地区において確認されている。

### 貴重種の保全に関する取組みの概要

- ・UR 都市機構により平成 15 年度からオオタカの営巣環境の保全と里山環境の再生を目指し、継続的な里山管理が行われている。
- ・カスミサンショウウオは個体の保護、生息に適した環境を整備するとともに移植に取り組んでいる。

#### <貴重種>

オオタカは一般的にはアカマツ林が広く分布する地域に生息することが多く、アカマツの枝などを積み重ねて営巣することが多い。また、営巣場所は飛翔空間が確保された場所（それほど高木が密集していない場所）と、採餌するための場所が整っている必要がある。

木津北地区ではこうしたオオタカの生息に適した植生（アカマツ林）や里山活動により創出される採餌空間が整っており、平成 5 年から平成 11 年まで、地区の東側等で継続的な営巣が確認されている。その後、平成 15 年頃からアカマツ林の減少や適切な管理がなされない場所の増大とともに木津北地区での営巣が確認されなくなり、代わりに別の地区で営巣が確認され始めた。

しかし、オオタカの営巣が見られなくなった同じ頃に、保全に向けた取組みがはじまり、再び平成 20 年頃から連続して木津北地区での営巣が確認されている。このことから、一度は木津北地区からいなくなってしまったオオタカが戻ってきていると考えられる。

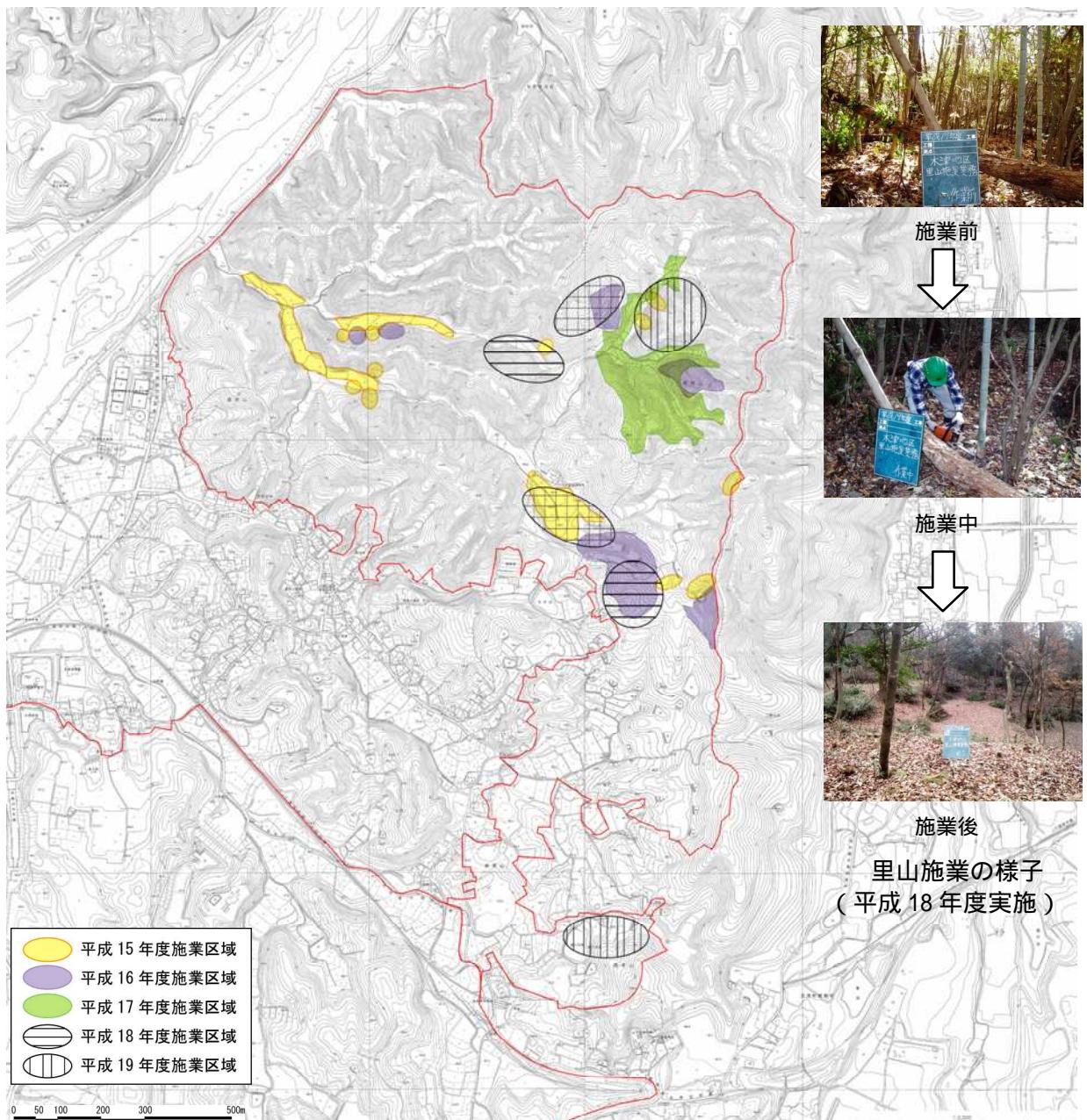
また、平成 22 年には木津北地区の谷筋部分において、カスミサンショウウオの幼生が確認されている。

#### <保全に関する取組み>

平成 15 年度からはじまった、UR 都市機構の所有地内における保全に向けた取組みは、アカマツ林の更新や里山らしい空間の創出（コナラ林育成、竹林伐採、草地刈払い等）等の里山管理を継続的に実施し、オオタカの営巣環境の保全と里山環境の再生を目指している。

また、カスミサンショウウオについては個体の保護、生息に適した環境を整備するとともに移植に取り組んでいる。

図 UR都市機構の所有地内における里山の保全活動



(出典: UR都市機構提供資料に加筆)

表 施業の概要

主な内容	効果
アカマツ更新	アカマツの更新を確認。 林床が明るくなったことによる活発な萌芽更新・草類の増加。
アカマツ林育成	里山らしい景観改善。 萌芽更新や稚樹の成長、残存木の成長促進による林分 密度の再高密度化。
コナラ林育成	林床が明るくなったことによる萌芽更新・ササの成長の活発化。
竹林伐採	間伐を行うことで環境は改善するが、繁茂を抑制するためには継続的な実施が必要。
竹林拡大防止	数は少ないが、竹の再進入を確認。
草地刈払い	水田や畑として利用を再開した場所以外はササや草類が再生し、管理する前に近い状態。

参考-6 用語集を参照

## 2-4 地元や市民団体等の活動

オオタカの保全等の活動実施を引き金に、市民等の里山活動に対する機運が高まり、現在複数の団体が木津北地区等をフィールドとして活動を展開している。

### 里山や自然とのふれあい等の活動概要

- 鹿背山倶楽部により、木津北地区の自然環境や貴重種等の保全を目標にした取組みを通じて、学研都市住民の里庭として愛される環境づくりに向けた里山活動が展開されている。
- 鹿背山元気プロジェクトにより、里山の自然環境再生とそれを支える社会的な仕組みの確立を目指した活動（アカマツ林の再生、シイタケの森づくり、里山キャンプ等）が行われている。

### 木津川アートの活動概要

- 木津川アートは平城遷都 1300 年祭を期に、まちをアートの力によって再認識する企画としてはじまった、第 26 回国民文化祭・京都 2011 木津川市事業の 1 つである。

<里山や自然とのふれあい等にかかる地元や市民団体等の活動>

里山活動に呼応した市民等が主体的・積極的に活動を始め、現在では里山再生や自然とのふれあい等を通じたコミュニティ形成、オオタカの保全等を目的とした団体が活動している。

表 活動する市民団体等

主な団体名	概要
鹿背山倶楽部	<ul style="list-style-type: none"><li>学研都市にとって貴重な財産空間となる木津北地区の自然環境や貴重種等に着目し、学研都市住民の里庭として愛される環境づくりに向けた里山活動を行う組織。</li><li>放置竹林の伐採、ビオトープづくり、カスミサンショウウオの保護等。</li></ul>
鹿背山元気プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"><li>鹿背山の里山の自然環境再生とそれを支える社会的な仕組みの確立を目指す組織。</li><li>アカマツ林の再生、健康な森・シイタケの森づくり、柿畠再生、竹林の手入れ、里山キャンプ等を実施。</li><li>木津川市こどもエコクラブとの共催による自然観察会やウォークラリー、2010 年秋には里山のアートイベントを実施。</li></ul>

写真 鹿背山元気プロジェクトの活動



図 地元や市民団体等による里山活動

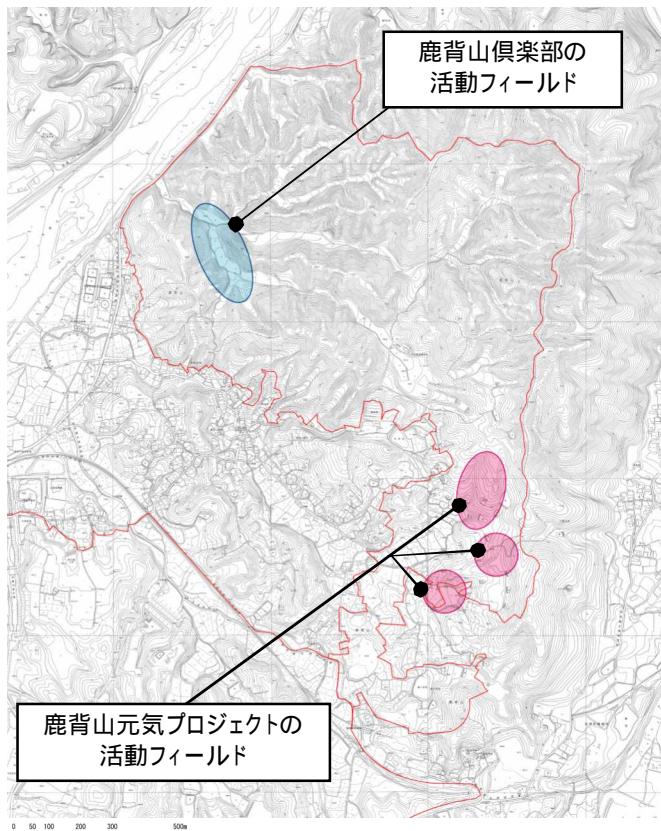


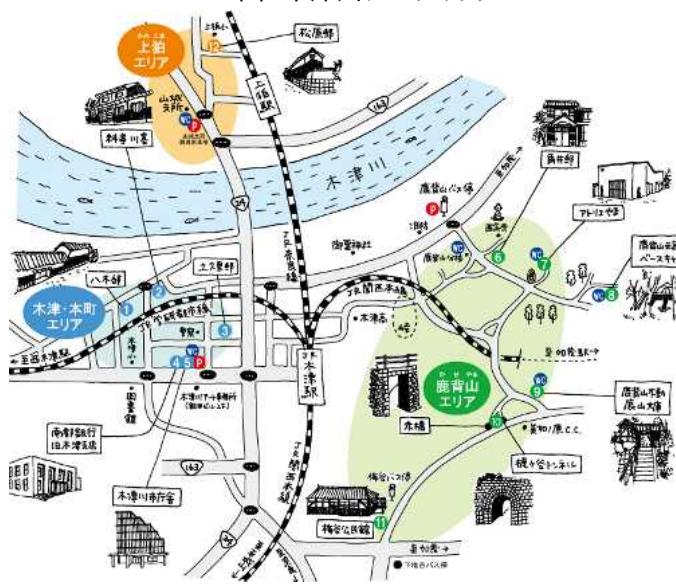
写真 鹿背山俱楽部の活動



### <木津川アート>

木津川市は万葉の時代から育まれた文化が住民の誇りとなって受け継がれている。木津川アートは平城遷都 1300 年祭を期に、まちをアートの力によって再認識する企画としてはじまった、第 26 回国民文化祭・京都 2011 木津川市事業の 1 つである。木津川市内の使われなくなった建物、何か懐かしい風景、アートを感じさせる空間などを利用し、展示やパフォーマンスを行っている。

図 木津川アートマップ



(出典:木津川アートHP)

写真 木津川アート作品事例



## 2-5 歴史・観光・文化等

今後活用に向けた取組みが必要となる地域特性（歴史・観光・文化等）をまとめると、次のように整理できる。

### 歴史的に価値の高い鹿背山城跡の概要

- 木津北地区には室町・戦国期の大和・山城地域の歴史・文化を考えるうえで極めて重要で、近畿有数の規模を誇る山城（南山城最大）の遺跡である鹿背山城跡がある。

### 里山としての観光・文化等の概要

- 木津北地区では鹿背山柿、木津東地区では梅谷大根が生産されている。
- 鹿背山柿は後継者不足等に悩む農家の協力により「鹿背山の柿を育てるネットワーク」を組成し、栽培の取組みを行っている。
- 鹿背山焼（陶芸品）の窯があり、その燃料や販売用にシバ（松・雑木）を刈っていた。現在は陶芸家や彫刻家が芸術活動を行っている。

#### <歴史的に価値の高い鹿背山城跡>

鹿背山城跡は木津川市鹿背山鹿曲田に所在し、標高 136m の通称「城山」の山頂付近にある中世の山城である。城跡の範囲はほぼ鹿背山全山を城郭としており、東西 350m、南北 300m の近畿有数の規模を誇り、南山城最大のものである。鹿背山城跡は興福寺、松永久秀と続く大和一国支配の拠点であり、室町・戦国期の大和・山城地域の歴史・文化を考えるうえで極めて重要な遺跡である。

図 鹿背山城跡位置



（出典：木津川市内遺跡発掘調査概報 / 平成 22 年）

図 鹿背山城イメージ



（出典：木津川市内遺跡発掘調査概報 / 平成 22 年）

## <里山としての観光・文化等>

### 鹿背山柿・大根

木津北地区の鹿背山では鹿背山柿、木津東地区では梅谷大根が生産されている。また、後継者不足に悩む農家が50名程度の会員の協力を得て、「鹿背山の柿を育てるネットワーク」を組成し、栽培に取組んでいる。

写真 鹿背山柿



(出典：京都府HP)

### 鹿背山焼

鹿背山には良好な土があり、瓦や鹿背山焼等の地元産業があった。また、燃料としてシバ（松・雑木）を刈るほか、町へも販売していた。現在では陶芸家や彫刻家が芸術活動を行っている。

(出典：木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会／平成20年度)

## 2-6 木津北・東地区と人の生活との係わり

歴史的経緯を勘案した木津北・東地区と人の生活との係わりは以下のとおりである。

### 木津北・東地区と人の生活との係わり

- ・木津北・東地区は都市部の安全・安心な生活を確保するために、住民による主体的な里山管理等が行われてきた地域である。

江戸時代、木津北・東地区が位置する鹿背山とその南部にかけての山々は江戸時代の頃は「惣山」と呼ばれる緑が生い茂る地域であった。

この地域は当初、住民の立ち入りが禁止された「留山」であったが、土砂流出等の災害をもたらしていた。

そのため、都市部の安全・安心な生活を確保することを目的として、麓に住む住民が主体的に下草刈等を行い良好な里山・森林の維持管理を実施することとなった。

(参考文献：木津町史)

## 2-7 木津北・東地区の特性

木津北・東地区の特性を総合的に勘案して取りまとめると、以下のように整理できる。

### 地形・地質、植生、貴重種等を踏まえた特性

- ・木津北地区はかつて木津川が氾濫する原因となるほど堅い岩盤で形成される一方で、近年の都市開発により失われつつある湧水湿地が形成されやすい大阪層群が残る地質的に価値の高い地区である。
- ・大阪層群によって形成される湿地はカスミサンショウウオの生息地に適しているほか、アカマツ林（高木）の植生や里山活動によって創出される飛翔空間や採餌場所はオオタカの生息地に適しており、木津北地区は貴重種の生息空間としても重要な地区である。
- ・里山として人の生活と密接に係わってきた木津北地区では、都市部の安全・安心（地すべり・土砂流出等の防止）な生活の確保、固有の農作物（鹿背山柿）の生産等が行われてきた。
- ・鹿背山柿は「鹿背山の柿を育てるネットワーク」による栽培の取組みが行われている。
- ・また、オオタカやカスミサンショウウオといった貴重種については、市民団体による主体的な保全活動等が展開されている。
- ・一方、木津東地区では全体的になだらかで、農地（耕作地）として活用されるほか、地質的には大阪層群が残るもののはじ層のため、湧水湿地は形成されにくい。
- ・木津東地区では、この水はけのよい地質的特徴を活かした固有の農作物（梅谷大根）がある。

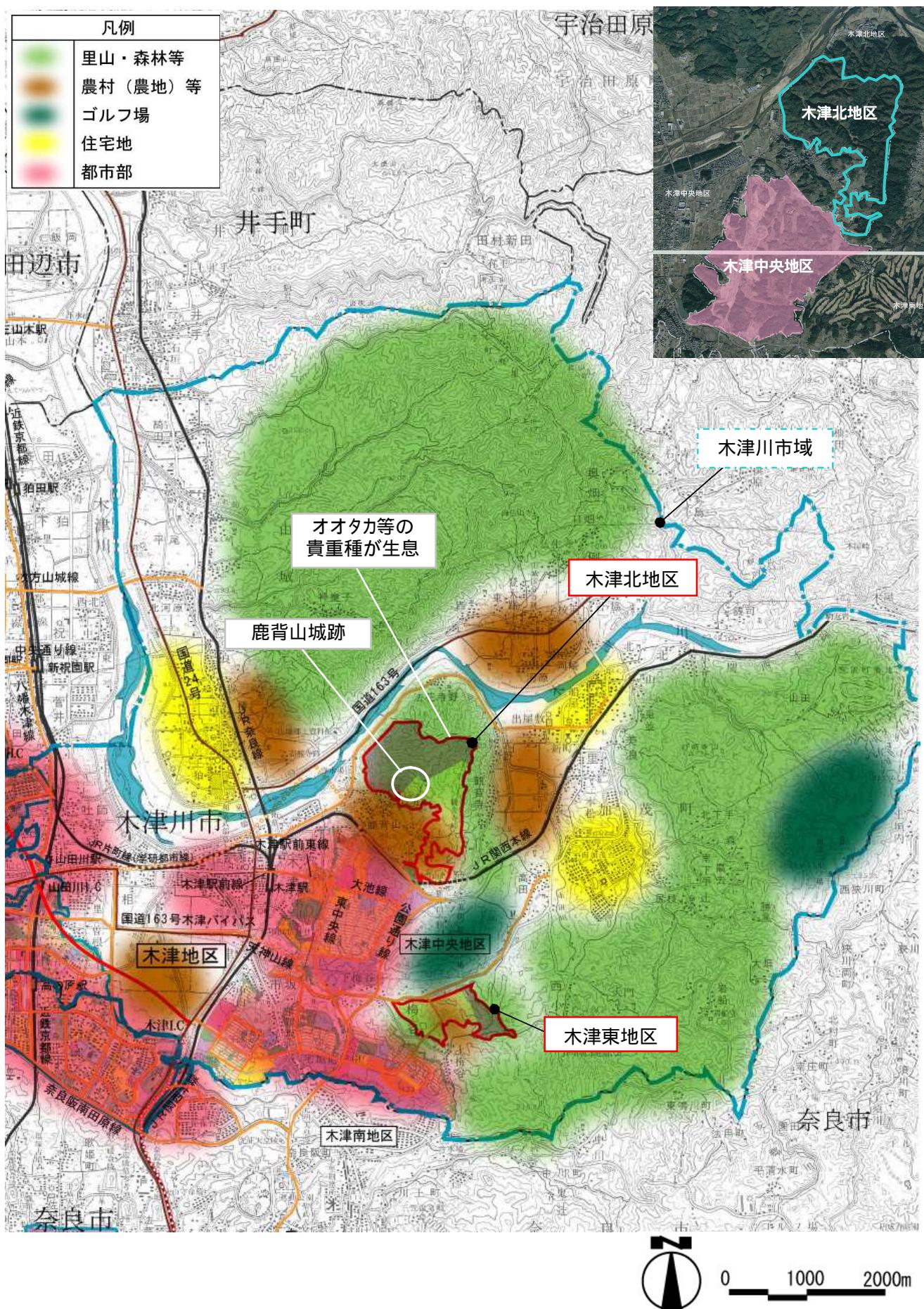
### 自然と人との係わりを踏まえた特性

- ・木津北地区は都市と自然（山・川・平地）との接点であり、エコトーン（水辺、森林の辺縁部等の異なる環境が移行する空間）が形成された、多様な生物が生息できる豊かな環境を有す。
- ・また、学研都市や周辺都市の生活環境を支える水源涵養のみならず、地すべりや土砂災害の防止等による都市部の安全・安心を確保するため、江戸の頃より市民が主体となって管理等を実施してきた。
- ・こうした点から、木津北地区は周辺の人口集積地へ生態系サービスを提供できる重要なフィールドである。
- ・さらに、木津北地区は室町及び戦国期の大和・山城地区の歴史・文化を考えるうえで極めて重要な鹿背山城跡の遺跡が残る重要な地区である。
- ・なお、木津町の頃から取組まれている、まち・自然・社会・生活が相互連携するまちづくりは、学研都市における生物多様性の保全、現在国内外で注目される里山の再生・資源的価値の創出、発生材・副産物等の安定供給による産業振興（資源活用）等を目指したものである。

### 学研都市における木津北・東地区の特性

- ・市民がふれあえる身近な自然、コミュニケーションの場等としての特性を持つとともに、歴史・文化等を体験・感じることのできる地区である。
- ・「関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン」に沿った取組みや実験・実証等を行うフィールドとして活用し、持続可能社会のための科学の実践の場となる可能性を有する地区である。
- ・また、都市と自然の接点に位置する木津北地区は生物の生息環境としてだけでなく、人々の文化や原風景（里山・緑や景観のシンボル）を感じる貴重な環境を有している。
- ・木津東地区では田園環境を活かした新たな交流活動の展開や多様なライフスタイルやニーズへの対応が可能な環境を有している。

## 図 木津北・東地区の特性



### 3. 木津北・東地区におけるこれまでの検討経過

#### 3-1 独立行政法人都市再生機構による事業の中止

木津北・東地区はニュータウン事業等を目的とした開発が行われる予定の地区であったが、事業を取り巻く社会経済状況等の変化やUR都市機構に対する今後のあり方等に対する議論等により、以下のように見直しされている。

##### 概要

- 木津北・東地区においては国土交通省から「事業中止」の方針決定の通知がなされており、UR都市機構所有地の早期処分が求められている。

表 UR都市機構におけるニュータウン事業の見直しに至る主な経緯

時期等	見直しに関する計画	概要
平成15年 国土交通省通知	都市基盤整備公団 <sup>(注)</sup> 事業の再評価に係る 対応方針について	木津北・東地区の都市基盤整備公団 <sup>(注)</sup> 事業中止 関西文化学術研究都市としての位置付けがあるものの、隣接する地区に今後供給予定の宅地が相当量あること、更に同地区に比べ交通条件が厳しいことから、公団による大量の宅地供給を主要な目的とする本事業は事業中止 関西文化学術研究都市における位置付け、地元の意向を踏まえつつ、当地区のまちづくりについて地方自治体等と協力して検討
平成22年 閣議決定	独立行政法人の 事務・事業の見直しの 基本方針	ニュータウン整備事業については平成25年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成30年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組みを促進する。

(注)都市基盤整備公団は「現 UR都市機構」。

### 3-2 これまでの検討経緯

木津地区では「木津北・東地区土地利用検討会(平成 15 年度)」、「木津地区まちづくり検討委員会(平成 17 年度)」と「木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会(平成 20 年度)」の過去 3 回に渡り、専門家を交えて土地利用構想の検討を積み重ねてきた。そこでの検討項目は以下のとおりである。

#### 木津北・東地区土地利用検討会の概要

- UR 都市機構の事業中止を踏まえ、専門家を交えて望ましい土地利用、土地利用の実現方策、具体化に向けた検討課題について検討を実施。

#### 木津地区まちづくり検討委員会の概要

- 学研都市を代表する中核的クラスターとして木津地区を大いに発展させ、学研都市東部における拠点地区として具体化へ向けた事業の再構築を図る検討を実施。

#### 木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会の概要

- 木津地区とその周辺の既成市街地及び自然環境を含む「木津東部丘陵」一体におけるまちづくりの方向性を確認。
- 持続可能社会の実践の場としての役割の明確化、さらにはオオタカの地域個体群の確保や生物多様性の保全と、産官学や地域の人々との一体的な取り組み体制の構築を図り、学研都市らしい先進的な持続可能都市の姿を形成するための具体的方策の提示。

#### <木津北・東地区土地利用検討会(平成 15 年度)>

木津北・東地区を取り巻く諸条件を整理し、木津北・東地区土地利用検討会における検討の結果、木津北・東地区における今後の土地利用のあり方は以下の通りとした。

#### <基本的視点>

自然再生の時代に対応した近畿圏における広域緑地の一環として位置付け、文化学術研究都市に相応しい地域環境が有するポテンシャルを生かした新しい土地利用をめざす。  
クラスター内外で、先進的な学術研究資源、高水準の都市居住ゾーンと、これまで豊かな生態系を維持してきた里山、農業・農村環境資源を有機的に連携させつつ、地域全体としての環境質、生活質、活力の向上を図る。  
木津中央地区で営巣確認されたオオタカの保全に配慮し、木津地区全体として「オオタカと共生するまちづくり」を進める。  
都市的土地利用(宅地開発)の範囲を極力限定することを基本とし、土地所有者の意向との調整を図る。  
里山を生物多様性の向上とともに新しい生産の場、活用の場として位置づけて再生を進める。

#### <望ましい土地利用>

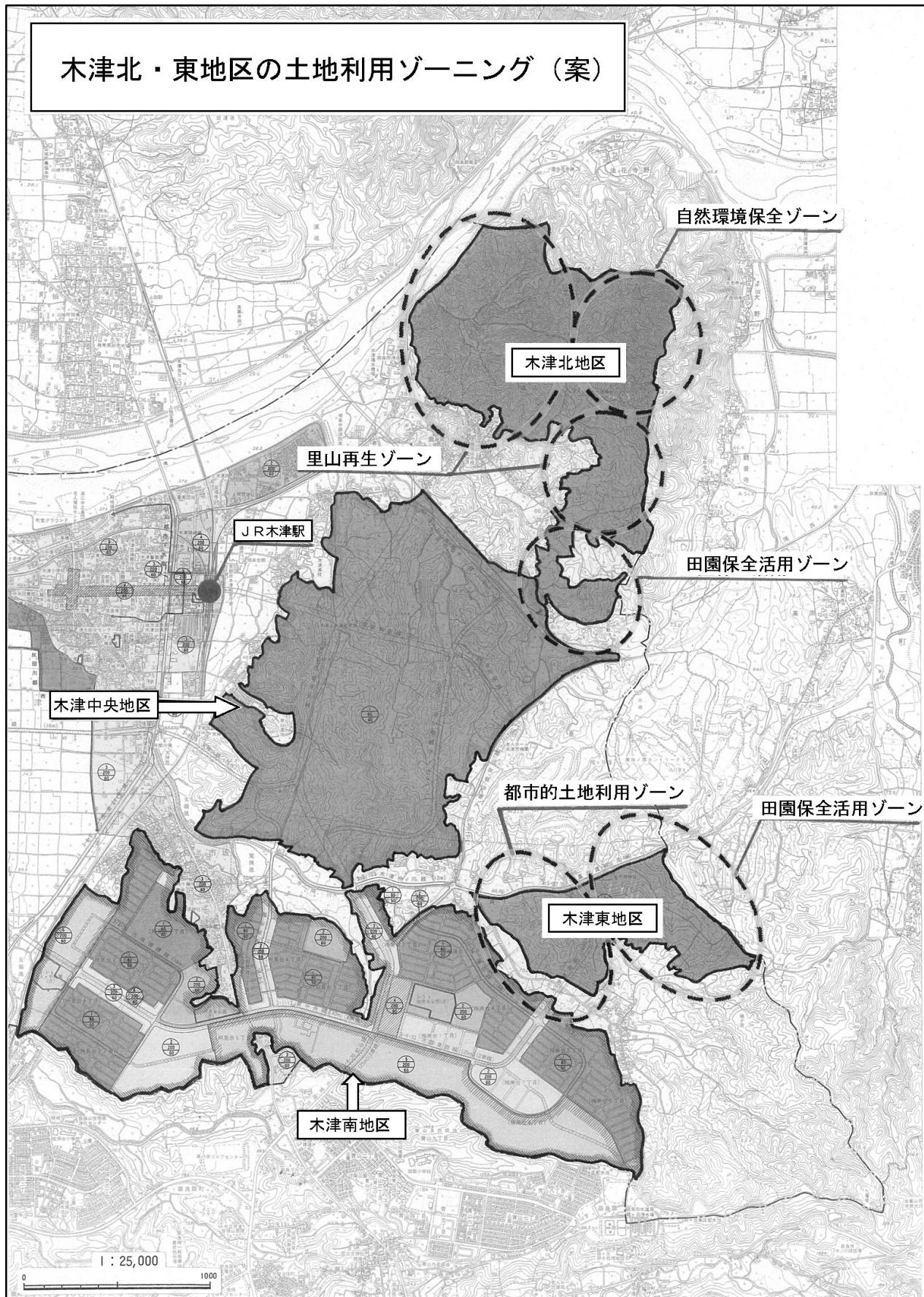
##### 木津北地区

木津北地区は地域におけるシンボル性、歴史的重要性に加え、オオタカの営巣環境としてのポテンシャルの高さから、里山環境の再生に取り組みオオタカが営巣し得る環境を再生することが望ましい。

##### 木津東地区

木津東地区は木津北地区に比較して宅地整備のための諸条件に優れていることから、地区の優れた田園環境の保全・活用に配慮しながら必要最小限の都市的土地利用ゾーンを設けることが望ましい。

## 木津北・東地区の土地利用ゾーニング（案）



(出典:木津北・東地区土地利用検討会(平成 15 年度))

### <木津地区まちづくり検討委員会（平成17年度）>

木津地区のまちづくり目標として4つを掲げ、木津北地区は「自然環境保全ゾーン」「里山再生・活用ゾーン」「田園保全・活用ゾーン」「歴史文化ゾーン」、木津東地区は「田園保全・活用ゾーン」「居住ゾーン」として位置づけられている。

### <まちづくりの目標>

- ・学研都市における中核的な自然科学系研究拠点や次世代ものづくり拠点の形成
- ・新市の中心地域に相応しい多様な都市機能の導入
- ・オオタカと共生し、新時代の里山文化を発信するまちづくり
- ・都市の農村の交流を通じて学研都市の新しいライフスタイルを発信するまちづくり

### <ゾーンの方針>

#### ○自然環境保全ゾーン

- ・木津川左岸の重要なランドマークであり、オオタカの生息環境において核心的なエリアを形成する緑地として位置づけられる木津北地区の森林を、自然との共生文化を象徴するシンボル的緑地等として保全を図る。

#### ○里山再生・活用ゾーン

- ・木津北地区のまとまりのある樹林地、既存集落の背後林等を「里山再生・活用をテーマとする実験フィールドとして位置づけ、行政、民間企業、農業者、市民ボランティア、NPO等の多様な主体の参画による森林風致の向上への取り組みをすすめ、同時に文化・学習、健康・レクリエーション活動等の展開を図る。またCO2の固定化、里山の再生、資源の循環的活用等をテーマとした企業・研究機関等の環境活動や研究フィールドとしての活用をすすめる。

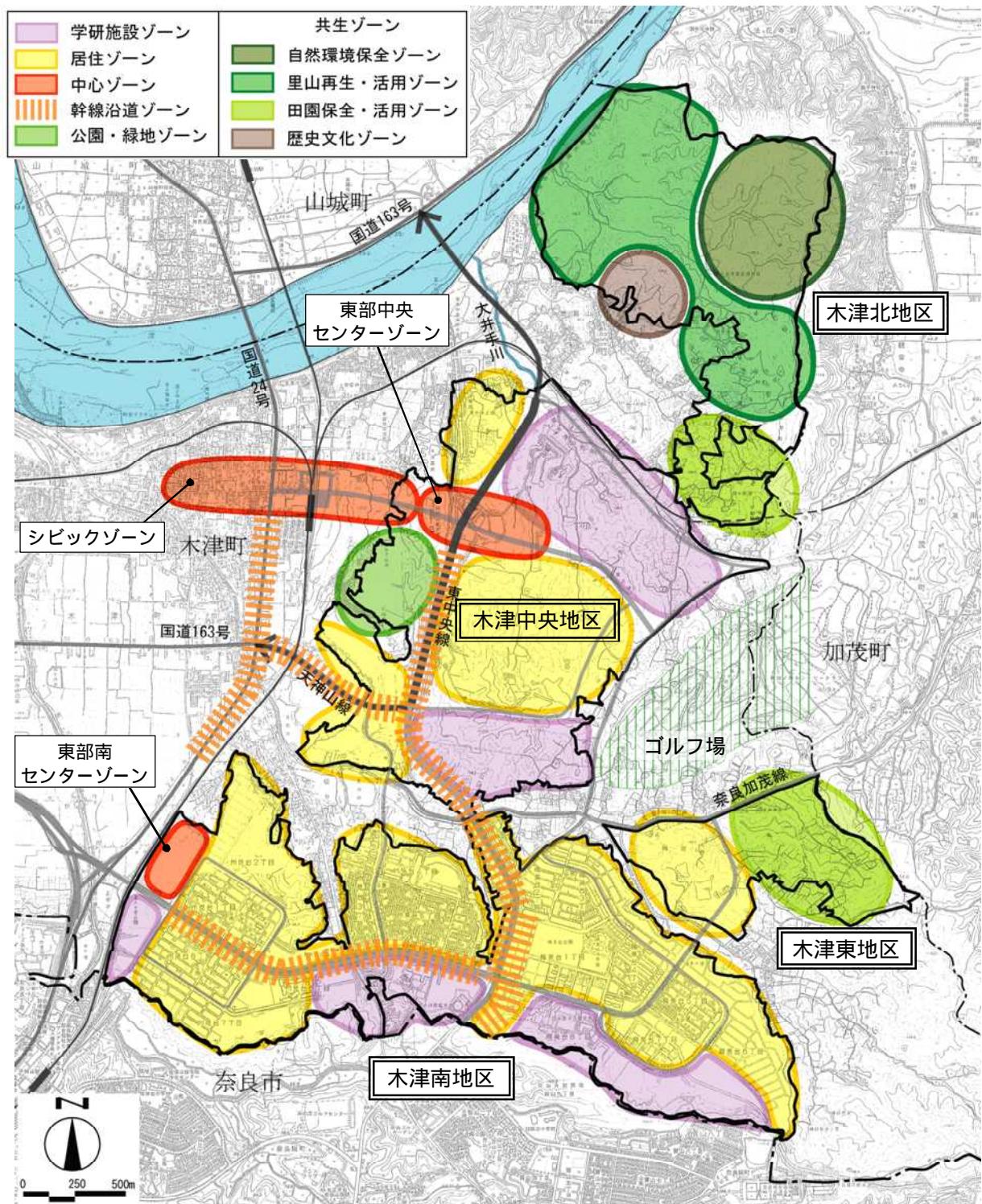
#### ○田園保全・活用ゾーン

- ・木津北地区・東地区の農地、果樹園を主体とするエリア、クラスター周辺の農地等において、特産の富有柿、大根等の農業生産の振興を図り、農業に係わる広域的な地域振興施策をも組みみつつ、地域農業の活性化を推進する。
- ・また、農業者、都市住民、NPO等の参画のもとに多様な都市と農村の交流プロジェクトを展開し、「農とのふれあい」をテーマとして学研都市の新しいライフスタイルを発信するまちづくりをすすめる。
- ・さらに、学研都市の植物バイオ系研究機関等との連携を図りつつ、環境への負荷の少ない持続可能な栽培システムなど新しい栽培技術の実証実験のフィールドとして活用する等、学研都市ならではの新しい農業への取り組みを推進する。

#### ○歴史文化ゾーン

- ・鹿背山城跡について、地域のシンボル的な歴史資源として保全活用するため、歴史(史跡)公園等としての保全整備を検討する。

図 土地利用構想



(出典:木津地区まちづくり検討委員会(平成17年度))

#### <木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会（平成20年度）>

平成17年度の検討を踏まえるとともに、持続可能社会の実践の場としての役割の明確化、さらにはオオタカの地域個体群の確保や生物多様性の保全と産官学や地域の人々との一体的な取組み体制の構築を図り、学研都市らしい先進的な持続可能都市の姿を形成するためのまちづくり目標やゾーニングについて見直しを行ったほか、まちづくりの取組みメニューを定めた。

#### <まちづくりの目標>

- ・持続可能社会の実現に貢献する研究・開発の実践
- ・オオタカをシンボルとする生物多様性の確保・里山環境の再生
- ・自然と人間のかかわりをベースとする環境価値の創造

#### <まちづくりの基本方針>

- ・地域資源と高度な研究活動が融合する、持続可能な社会の実現に資する実証・実験フィールドの形成
- ・多様な主体の参画と連携・ネットワークによる、重層的な活動の展開
- ・活動成果の活用と地域交流の促進による新たな文化・ライフスタイルの創造・発信

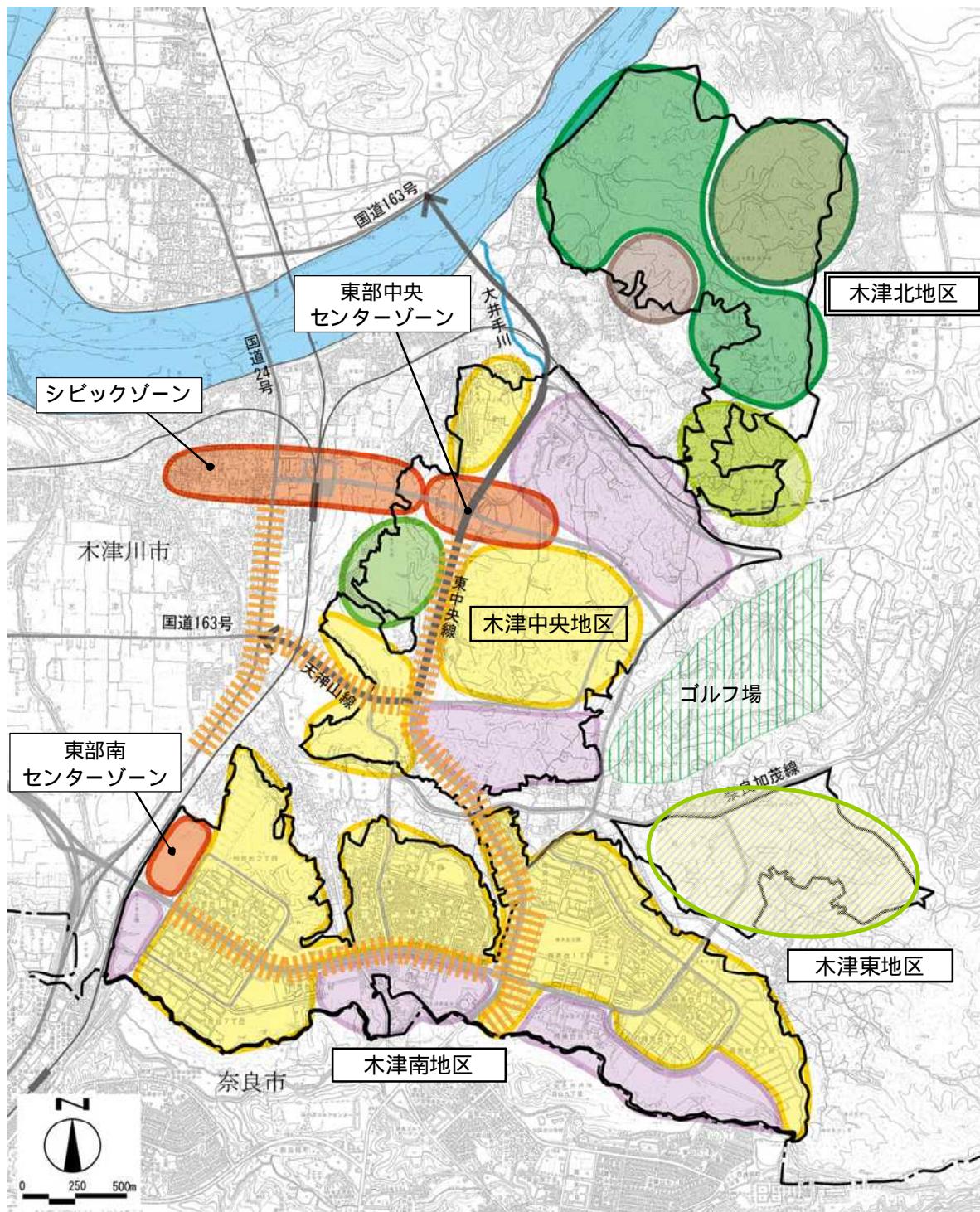
#### <取組みメニュー>

里山環境を活用した文化・交流	多様な主体の連携を受け止めるフィールドとして活用する 地域資源(歴史・地元活動・里山等)活用、 芸術振興、企業CSR支援 等
田園環境を活用した交流拠点	農業振興の拠点形成や、交流型農村リゾート機能等を導入する 農業振興拠点形成、市民農園、観光農園、農園レストラン 等
農業・里山関連分野に関する研究開発	地域資源を活かした農業振興、農業研修機能等を導入する 農業・里山研修、農業振興関連モデル研究 等
CO2固定化、資源の循環的活用研究開発	木質資源利活用産業、自然エネルギー開発産業等を導入する 自然エネルギー開発産業誘致、竹の利活用、木質資源利活用産業誘致 等

#### <ゾーニング>

木津北地区	自然環境保全ゾーン	・オオタカの生息環境の保全 ・森林を自然との共生文化を象徴するシンボル的緑地等として保全
	里山再生・活用ゾーン	・多様な主体の参画による森林風致の向上への取組 ・資源循環的活用等をテーマとした企業等の環境活動や研究フィールド
	歴史文化ゾーン	・歴史(史跡)公園等としての保全整備
	田園保全・活用ゾーン	・農業に係わる地域振興施策、地域農業の活性化の推進 ・都市と農村の交流プロジェクト等のまちづくりの展開 ・環境への負荷の少ない栽培技術の実証実験等、新しい農業への取組
木津東地区	田園共生まちづくり誘導ゾーン	・田園環境に配慮した施設用地・住宅地 ・民間事業者の事業化への意欲を引き出し良好な環境を整備

図 土地利用構想



木津南・中央地区

木津東地区

木津北地区

<ul style="list-style-type: none"> <li>学研施設ゾーン</li> <li>居住ゾーン</li> <li>中心ゾーン</li> <li>幹線沿道ゾーン</li> <li>公園・緑地ゾーン</li> </ul>	<b>田園共生 まちづくり 誘導ゾーン</b>	<b>共生ゾーン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全ゾーン</li> <li>里山再生・活用ゾーン</li> <li>田園保全・活用ゾーン</li> <li>歴史文化ゾーン</li> </ul>
--	---------------------------------	---

(出典:木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会 / 平成 20 年度)

## 4. 木津北・東地区を取り巻く最近の社会動向

### 4-1 山林・森林内の権利・保全

近年のわが国での山林・森林の権利や保全等に関する動向をまとめると次のように整理できる。

#### 概要

- ・近年、後継者のいない林業従事者等が山林を手放すケースが増加している。
- ・これに伴い、森林は木材資源としての経済価値のみならず、水源涵養や土砂防備等の公益的機能を有しているにも係わらず、投資を目的とした実態の不透明な企業や外国企業等による土地の買収も増加しており、今後大規模な買収等も懸念されている。
- ・そこで、こうした動きを踏まえ、議員による勉強会、国による実態調査の強化、自治体による水源地の保全・山崩れの防止・水道水の水質維持を目的とした民有地の買収（東京都・ニセコ町等）が行われ始めている。

表 山林・森林の権利・保全に関する全国的な動き

事例	概要
議員による勉強会の実施	・森林法改正案などを国会に提出
地籍調査を50%に引き上げる	・国土交通省は現在42%にとどまっている山林地域の地籍調査を50%に引き上げる目標を設定 ・林野庁においても、山林売買を巡る実態調査を強化
自治体による水源地の保全・買収	・北海道ニセコ町や東京都は水源にあたる民有地の買取に着手 ・北海道では、山林や沼地の取引に契約前の届出を求める条例を検討（水源地の保全は山崩れ防止や水質維持につながる）

（出典：日本経済新聞／平成22年6月26日、日本経済新聞／平成22年12月10日）

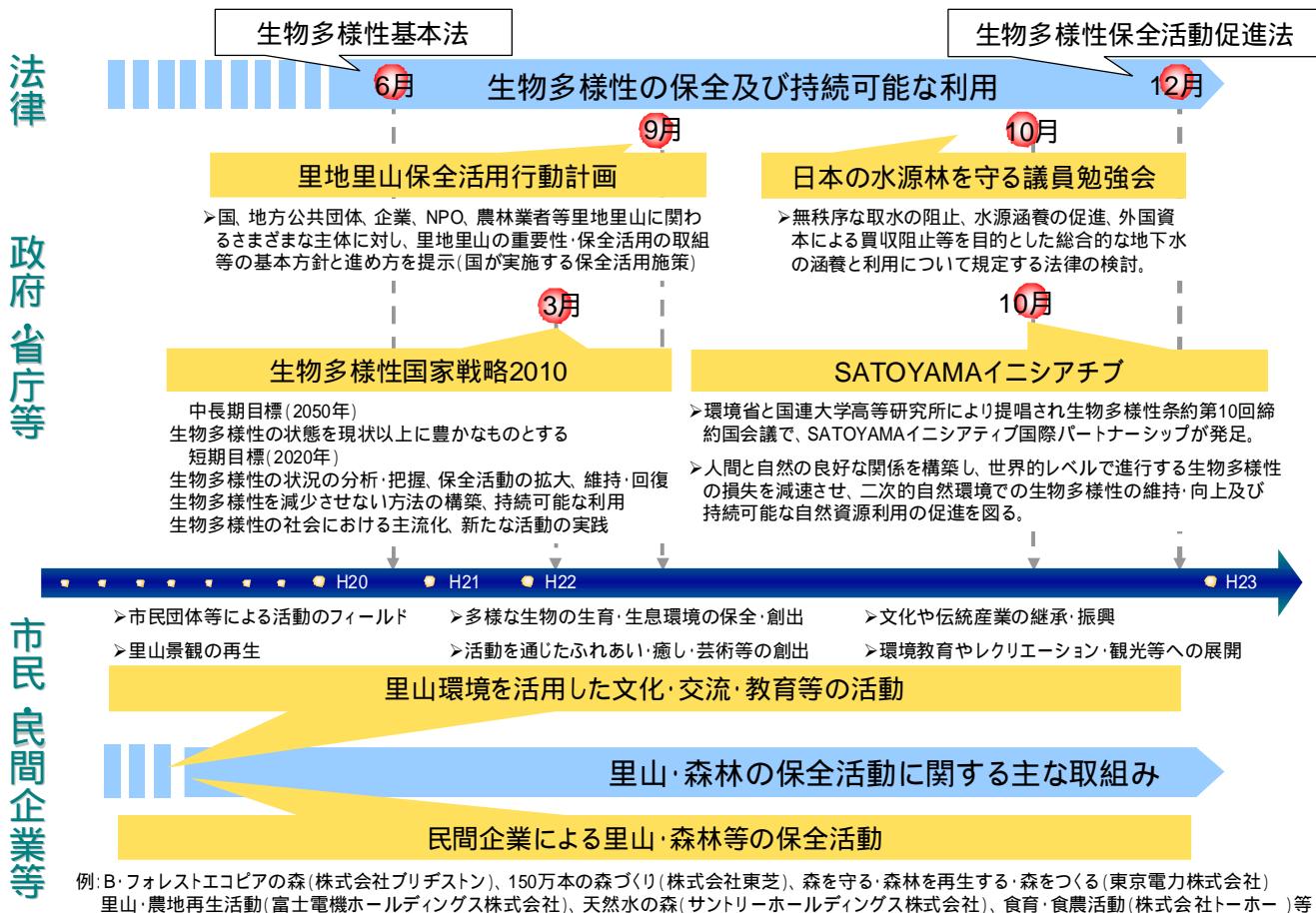
#### 4-2 里山・森林の保全活動に関する最近の動き

里山や森林に対する国内の最近の動きをまとめると次のように整理できる。

##### 概要

- ・生物多様性基本法（平成20年6月）の制定以降、国により生物多様性国家戦略2010（平成22年3月）や里地里山保全活用行動計画（平成22年9月）等が策定されたほか、平成22年12月には生物多様性保全活動促進法が制定される等、里山の保全・再生に対する国内の意識は高まりつつある。
- ・さまざまな国内企業においても地域との交流や社員の意識向上等を目的とした自主的な里山・森林の保全活動も取組まれている。

図 里山・森林の保全活動に関する最近の動き



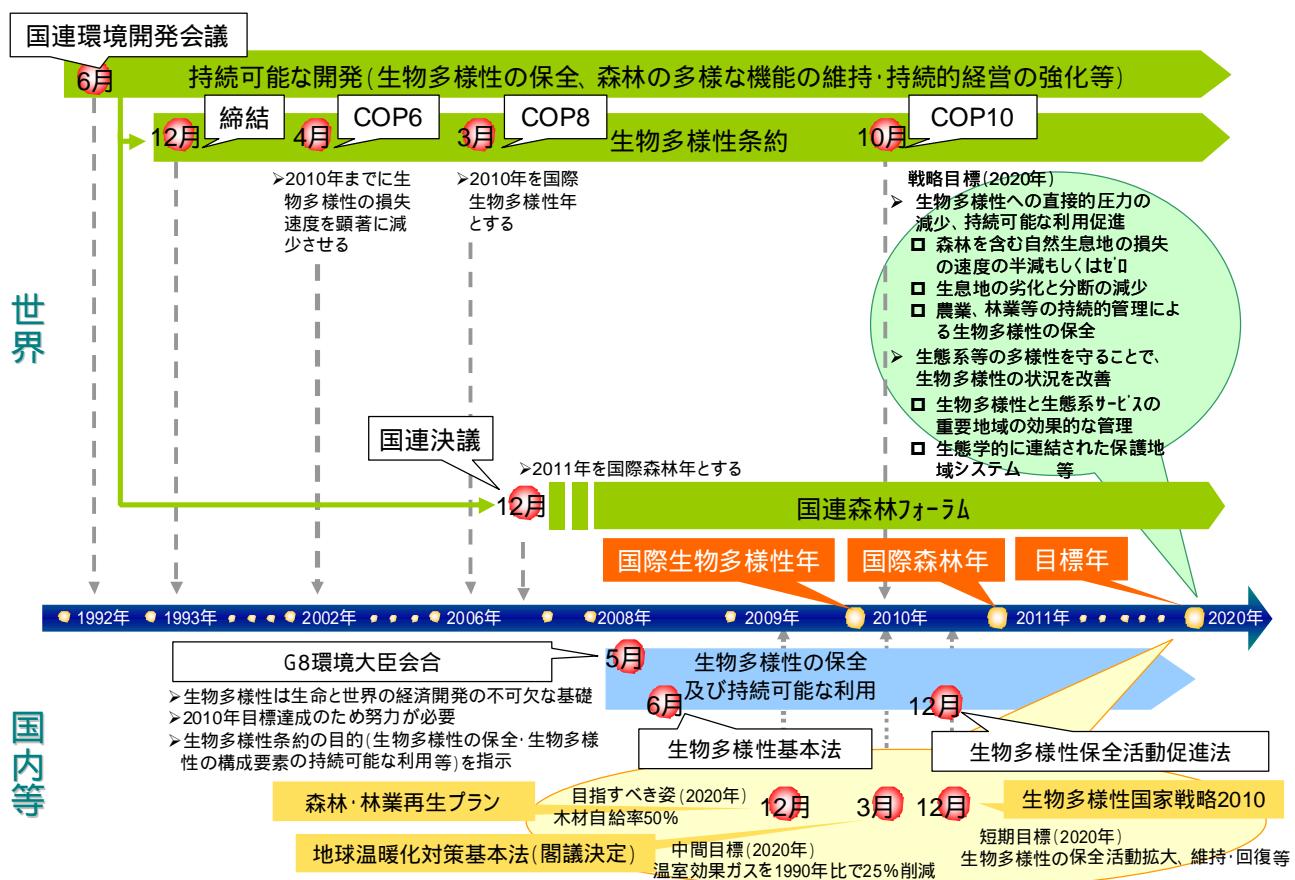
#### 4-3 生物多様性や森林に関するこれまでの足取りと長期的見通し

生物多様性や森林に関する世界的な足取りと、それを踏まえた長期的見通しについてまとめると次のように整理できる。

##### 概要

- ・国連環境開発会議（平成4年）に端を発する「持続可能な開発（生物多様性の保全等）」はその後の生物多様性条約や国連森林フォーラムを通じ、COP10（平成22年）において戦略目標（平成32年）「持続可能な利用促進、生態系等の多様性を守ることによる生物多様性の状況を改善等」がつくられ、それを受け国内外での取組みがはじまっている。
- ・とりわけ、平成22年は国際生物多様性年、平成23年は国際森林年に位置づけられ、多様な主体による目標実現に向けた取組みが行われはじめている。

図 生物多様性や森林に関するこれまでの足取りと長期的見通し



#### 4-4 木津北・東地区及び周辺での最近の動向

木津北・東地区の周辺における平成 20 年度の構想検討後の動向についてまとめると次のように整理できる。

## 木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動の展開の概要

- ・平成 22 年に民間企業が自社工場の立地場所において良質な水を確保するため、水源涵養林の保全整備を目的とした協定を、NPO 団体等を通じて地元と締結し、森林の保全活動を実施している。
  - ・活動を行う場所は木津北地区の近くであり、木津川の右岸側である。

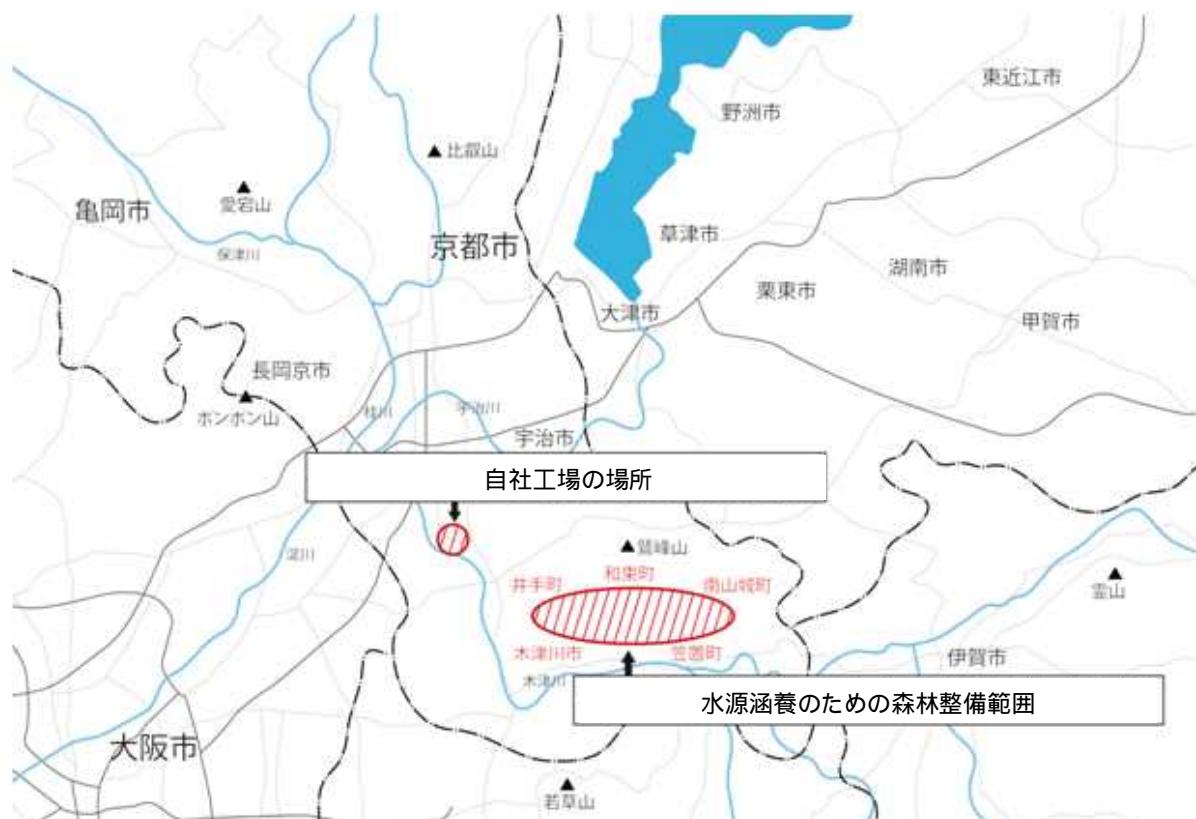
## 木津北地区へのエネルギー回収推進施設の建設の概要

- ・エネルギー回収推進施設は熱エネルギーの回収や利用による循環施設としてだけでなく、環境学習の学びの場や災害時における地域支援機能の確保も合わせて検討されている。
  - ・施設の処理能力は94t/日、稼動予定は平成30年度である。(平成28年度の稼動を目指す。)

## ＜木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動の展開＞

自社の工場周辺の水源涵養エリアの森を守り・水を育てることを目的として民間企業が木津川右岸の森林整備活動を円滑に実施するため、平成 22 年に京都府・木津川市・井手町・笠置町・和束町・南山城村・公益社団法人京都モデルフォレスト協会との間で協定を締結した。活動を行う面積は約 870ha で、契約期間は 30 年である。

図 木津川右岸での民間企業による水源涵養のための森林整備活動

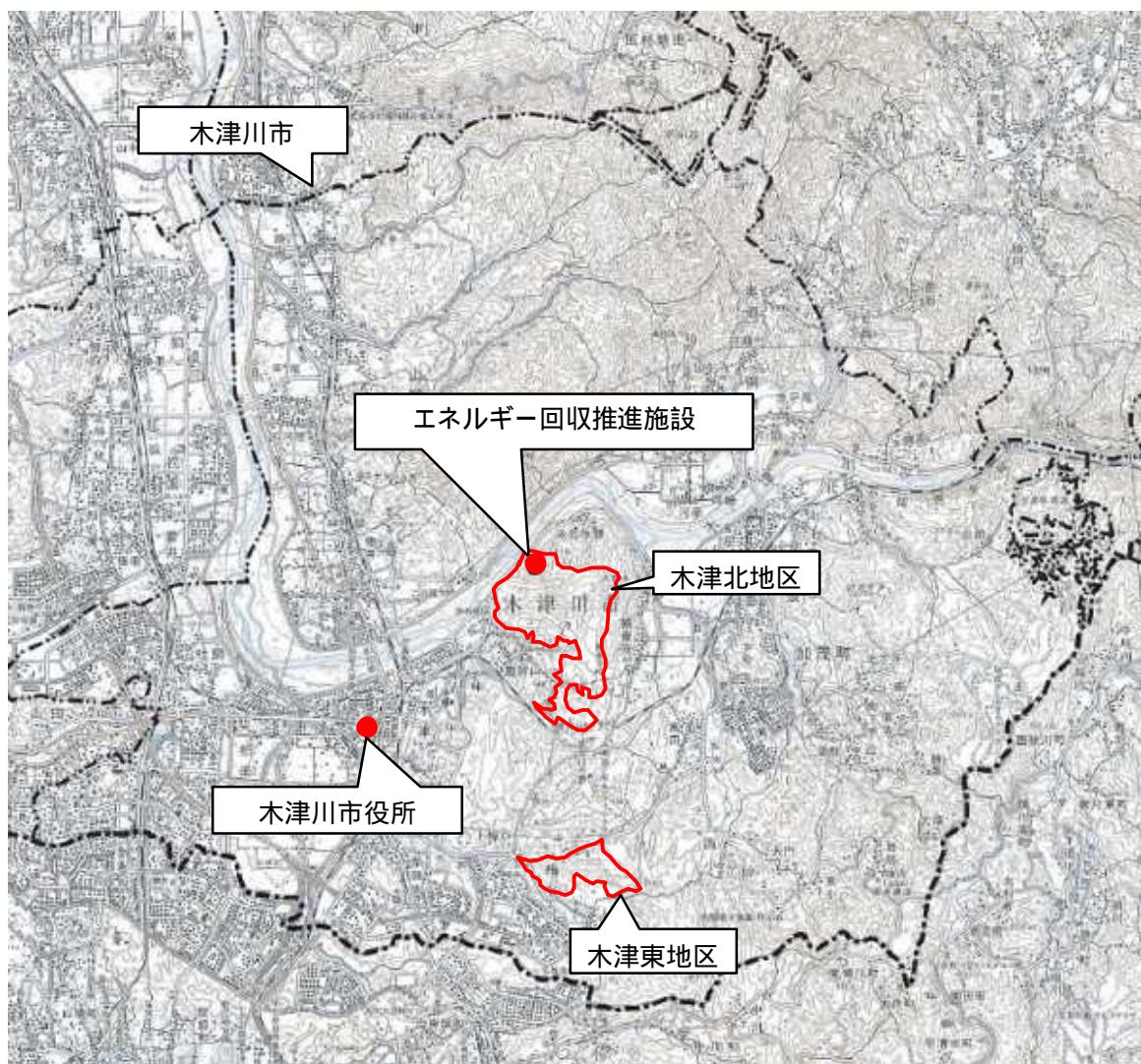


(出典:サントリーホールディングス株式会社HPに加筆)

<木津北地区へのエネルギー回収推進施設の建設>

相楽西部地区（木津川市、精華町）循環型社会形成推進地域計画（平成22年）に基づくエネルギー回収推進施設を木津北地区に整備する。エネルギー回収推進施設の整備は打越台環境センターの老朽化や処理能力の限界等の問題解決に資するために進められており、熱エネルギーの回収や利用に加えて、学びの場や災害時における地域支援機能等の確保も合わせて検討が進められている。

図 エネルギー回収推進施設位置



処理能力: 94t/日

稼動予定: 平成30年度

（打越台環境センターの老朽化・損傷を鑑み平成28年度稼動を目指す）

## 5. まちづくりの基本方針

### 5-1 まちづくりの視点

前述で示した木津北・東地区の位置づけ・特性・検討経緯・社会動向等を踏まえ、今後のまちづくりに向けた視点を整理する。

#### 木津北・東地区の概要と位置づけを踏まえた、まちづくりの視点

- ・木津北・東地区が有する自然環境(まとまとった緑や多様な自然環境)や特徴(山・川・平地の接点、自然と人の生活環境の接点等)、ポテンシャル(大阪層群、貴重種、文化・歴史等)を踏まえた、まちづくりが必要である。
- ・関西文化学術研究都市サード・ステージ・プランの実現に向けた具体的な取組みが必要である。
- ・全国に先駆けて、人文・社会科学と自然科学分野の総力を結集して、身近な自然の保全と継承を進めることで、環境負荷を低減した生活環境づくりによる持続可能社会のための科学に取組む必要がある。
- ・未来を拓く新文化首都として、地球規模での環境に関する研究や自然・人文・社会科学等が融合した文化学術研究と時代を先取りして多様な試みを行うパイロットモデル都市を目指す必要がある。
- ・知の創造都市の形成に向け、市民や研究者の知的生産、文化活動による新しい価値の創出、持続可能社会での多様なライフスタイル等が創造・発信されるまちづくりが必要である。
- ・関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針や関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画等の関連計画と整合するまちづくりが必要である。
- ・旧木津町では「まちと自然、産業、地域と社会、ひと」が相互連携する都市特性を活かし、地域資源の活用・保全、豊かな自然環境と新たな市街地との共存、産業(農業等)の促進等、身近な自然の保全と継承、環境負荷を低減する生活環境づくりによる「環境と共生する安全で安心なまちづくり」等を進める必要がある。
- ・環境と共生する安全で安心なまちづくりの検討が必要である。

#### 木津北・東地区の特性を踏まえた、まちづくりの視点

- ・木津北地区の地形や地質的な特性(急峻な地形、硬い花崗岩の岩盤、地質的な価値が高い湧水湿地を形成しやすい大阪層群等)、オオタカ・カスミサンショウウオ等の貴重種の生息環境や生物多様性の保全を踏まえたまちづくりが必要である。
- ・室町、戦国期の大和・山城地区の歴史・文化を考えるうえで極めて重要で、規模、構造ともに近畿有数の山城跡(鹿背山城跡)など歴史的資源、里山文化(鹿背山焼き、鹿背山柿)を活かしたまちづくりが必要である。
- ・木津川アート、鹿背山俱楽部、鹿背山元気プロジェクト、鹿背山柿を育てるネットワーク(産業)等の地域資源(里山・景観・文化等)を活用する多様な主体との連携が必要である。
- ・地すべり等の自然災害の抑制、水源涵養林としての機能等、里山が永年にわたり担ってきた役割を踏まえたまちづくりが必要である。
- ・木津北地区が有する多様な自然環境や歴史・文化等を都市部の住民が身近にふれあうことのできる場、持続可能社会のための科学を実践する場、周辺の人口集積地へ生態系サービスを提供できる重要なフィールドとしての機能を踏まえたまちづくりが必要である。

- ・まち、自然、社会(歴史・文化・産業)、生活(ひとの営み)が相互連携した持続可能な都市の創造に向けたまちづくりが必要である。
- ・学研都市における生物多様性の保全、国内外から注目される里山の再生や資源的価値の創出、里山活動に伴う発生材・副産物等の安定供給による産業振興(資源活用)等の可能性等を踏まえたまちづくりが必要である。
- ・全体的になだらかな地形で、農地(耕作地)として広く活用されるほか、礫層の大坂層群の特徴を活かした梅谷大根の栽培等により形成されている木津東地区の田園環境を活かしたまちづくりが必要である。
- ・新たな交流活動の展開や多様なライフスタイルやニーズへの対応が可能な環境を有している木津北地区のポテンシャルを活かしたまちづくりが必要である。

#### 木津北・東地区におけるこれまでの検討経過を踏まえた、まちづくりの視点

- ・木津北・東地区においてUR都市機構による事業中止が決定された。
- ・持続可能社会の実現に貢献する研究・開発の実践、オオタカをシンボルとする生物多様性の保全を目的とした、里山環境の再生、自然と人間のかかわりをベースとする環境価値の創造の実現に向けたまちづくりが必要である。
- ・地域資源と高度な研究活動が融合する、持続可能な社会の実現に資する実証・実験フィールドの形成、多様な主体の参画と連携・ネットワークによる重層的な活動の展開、活動成果の活用と地域交流の促進による新たな文化・ライフスタイルの創造・発信に向けたまちづくりが必要である。

#### 木津北・東地区を取り巻く最近の社会動向を踏まえた、まちづくりの視点

- ・COP10で合意した2020年戦略目標(生物多様性への直接的圧力を減少させ、持続可能な利用を促進)や生物多様性の保全活動促進法の制定による生物多様性の保全等、里山の維持再生をめぐる世界的潮流も含めた検討が必要である。
- ・都市部の水源の保全を目的とした自治体の買収、適切な保全整備による安全・安心の確保(地すべり等の災害防止等)、地籍調査の充実(権利と保全の明確化)、民間企業の積極的な森林保全活動への取組み等、里山を取り巻く国内の動向を踏まえた検討が必要である。
- ・これまでの経済性重視のまちづくりから、成熟した社会としての最適化(縮小)とそれによる生活の質(QOL)の向上を目指した取組みが必要である。
- ・循環型社会の形成に向けた熱エネルギーの回収・利用等の資源リサイクルに関する検討とともに、リサイクル研修ステーションを拠点とした環境学習の推進等の継続が必要である。

## 5-2 まちづくりのコンセプト

地区の位置づけや特性・地域資源・取り巻く状況等の整理に基づく課題及びキーワードから、まちづくりのコンセプトは以下のように設定する。

エコ	キャピタル
<p>まち・自然・社会(歴史、文化、産業)・生活をひとつの大きなエコ(=生態系)と捉え、その環境価値に基づいて自然環境を保全することで、豊かに暮らすことのできる新たな文化やライフスタイルの創造を図るとともに、持続可能社会のための科学の実践等に資する新たなまちづくりを目指す。</p>	<p>持続可能社会のための科学を先導的に実践し、国内外へ発信するための拠点(=キャピタル)とともに、地域特性を新たな価値観に基づく都市や暮らしのあり方を実現するための重要な資源(=キャピタル)として活用するまちづくりを目指す。</p>

### エコキャピタル構想

- 木津地区が昔から「まち、自然、社会(歴史・文化・産業)、生活(ひとの営み)」の相互連携や都市と自然との係わり合いの中で形成してきた、生物多様性の保全、農業等の経済活動、文化や歴史の創造、地域の特性、都市部における重要性等を、今後のまちづくりにおいても持続的に維持すべき重要な仕組みと捉え、実現すべき概念として位置づける。
- 木津川市の全市的な構想へと発展させるべく次に掲げる目標の達成を目指す。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| < サード・ステージ・プランの実現 >  | < 身近な自然の保全活用と継承 >   |
| < 環境負荷を低減する生活環境づくり > | < 持続可能社会のための科学の実践 > |

## 5-3 基本方針

木津地区を支える都市の特性を勘案し「自然、社会(歴史・文化・産業)、生活、まち」の4つの側面から目指すべき方向性を設定した。

表 エコキャピタル構想の目指すべき方向性

項目	目指すべき方向性
	<p>自然</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な生息環境や生物多様性を、教育や産業等の資源として保全・活用し、身近な自然との持続的な共生を図る。</li> </ul>
<p>社会 (歴史・文化・産業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木津地区の歴史資源や里山文化を再評価し、それを活用した新たな産業を創出する。</li> <li>里山を実証実験や環境学習等のフィールドとして活用し、地域資源を活かしたサービスの提供を図る。</li> </ul>
<p>生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農ある暮らしを通じ、多様な主体との連携による農地再生、地産地消や食育を推進する。</li> </ul>
<p>まち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>未利用・再生可能エネルギーを有効に活用することにより、低炭素社会の実現に貢献する。</li> <li>資源リサイクルの推進、環境調和型の研究開発施設等との連携や資源提供による持続可能社会のための科学の実践に貢献する。</li> </ul>

目指すべき方向性を踏まえ、まちづくりのテーマとその実現に向けた基本方針や機能を以下のように設定する。

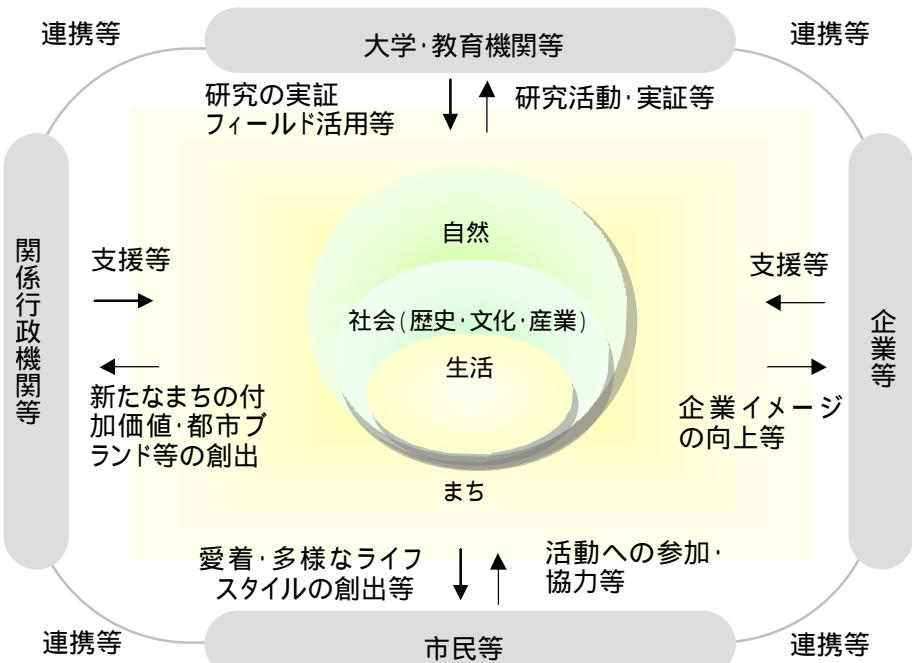
表 基本方針等

テーマ	基本方針	機能
自然 自然環境の保全・活用によるまちづくり	多様な主体と連携し、自然環境を保全するとともに、自然が持つ多様な機能を享受する。	・里山環境の保全・活用 ・田園環境の保全・活用 ・生物多様性の回復・向上
社会(歴史・文化・産業) 歴史・文化・観光を活かしたまちづくり	より豊かな生活の実現に向けて、地域資源を活かしたサービスを創出する。	・歴史・文化に関わる機能の強化 ・国際化に関わる機能の強化 ・教育・学習機会の創出 ・産学官連携・ネットワークの強化
生活 農ある暮らしを実現するまちづくり	「農」を通じた多様な社会参加の機会の創出や、食による生活の質の向上を図る。	・食育の推進 ・産学官連携・ネットワークの強化 ・農業と調和した生活環境の創出 ・社会参加の機会の創出
まち 未利用・再生可能エネルギーを活かした低炭素社会のまちづくり	地区全体としての環境負荷低減を図ることで、低炭素社会の実現を目指す。	・環境調和型研究開発施設の立地促進 ・未利用・再生可能エネルギーの利活用 ・資源リサイクルの推進 ・持続可能社会のための科学の実践

#### 5-4 まちづくりの展開

エコキャピタル構想は市民・行政・企業・大学等の多様な主体がそれぞれ連携しながら展開する。このような多様な主体との相互連携、自然・産業・ひと・まち等がそれぞれ連携しながら地域資源の活用を図り、複合的にまちづくりを進める手法を「持続可能都市・学研木津川モデル」と位置づけることとする。木津地区での展開イメージは以下のとおりである。

図 エコキャピタル構想の展開に向けた概念 ~持続可能都市・学研木津川モデル~

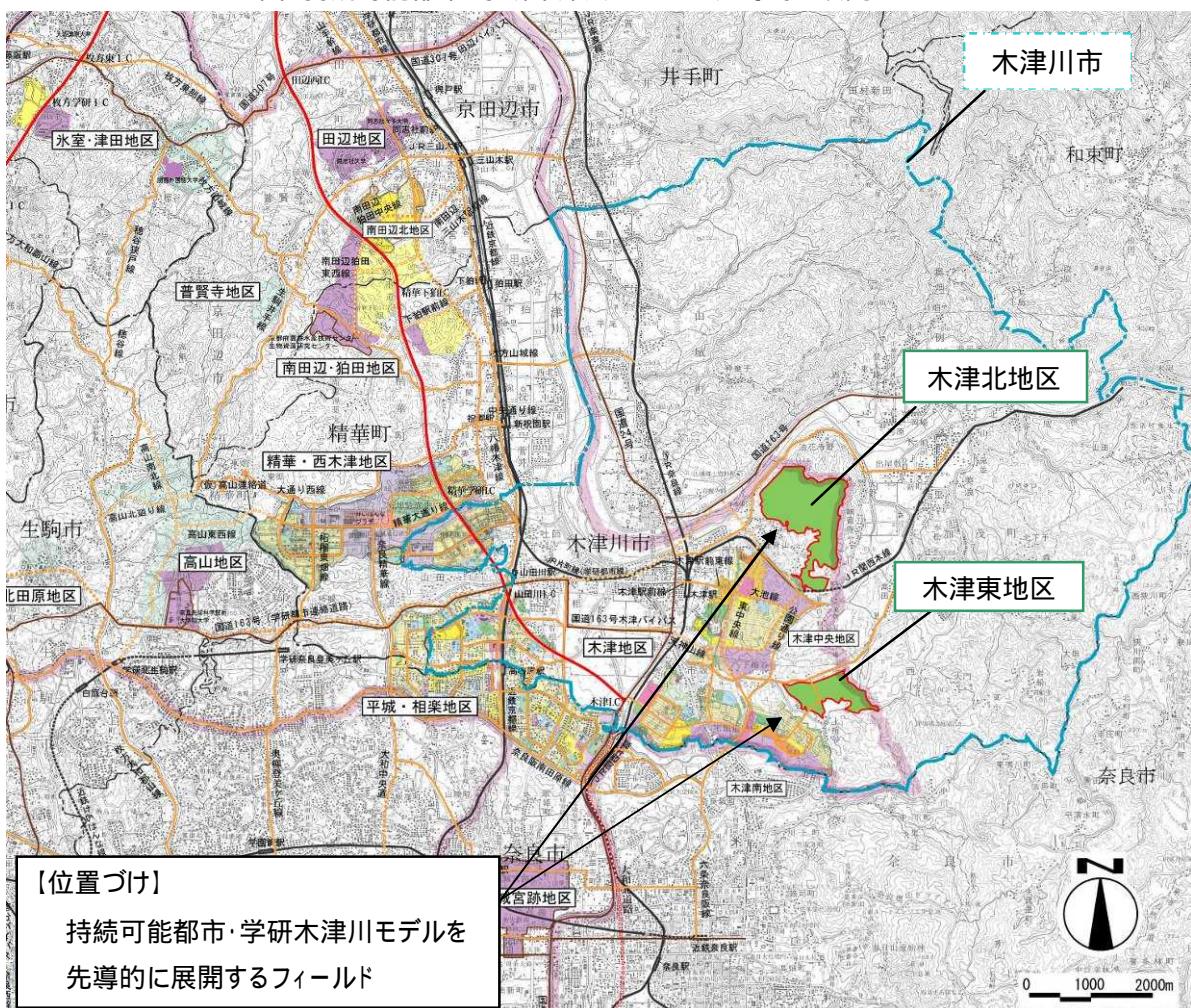


エコキャピタル構想は第一次木津川市総合計画、関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン等の上位・関連計画と整合するものである。

そこで、環境調和型研究開発施設との相互連携、地域特性（里山・歴史的資源、地域産業・農業等）の活用、生物多様性の保全・活用等の実践、成熟社会における新たなまちづくりを先導するため、関西文化学術研究都市の一角に位置づけられる木津北・東地区を持続可能都市・学研木津川モデルの先導的な展開フィールドとして設定し、具体的な活動の推進や多様な主体の参画と活動実施に対する機運を高めることによって、全市的な構想へと発展させていくことを目指す。

また、木津北・東地区での取組みにより実証された新たな仕組み「持続可能都市・学研木津川モデル」を市全域に展開することにより、先駆的な自治体経営を目指す。

図 持続可能都市・学研木津川モデルの先導的な展開フィールド

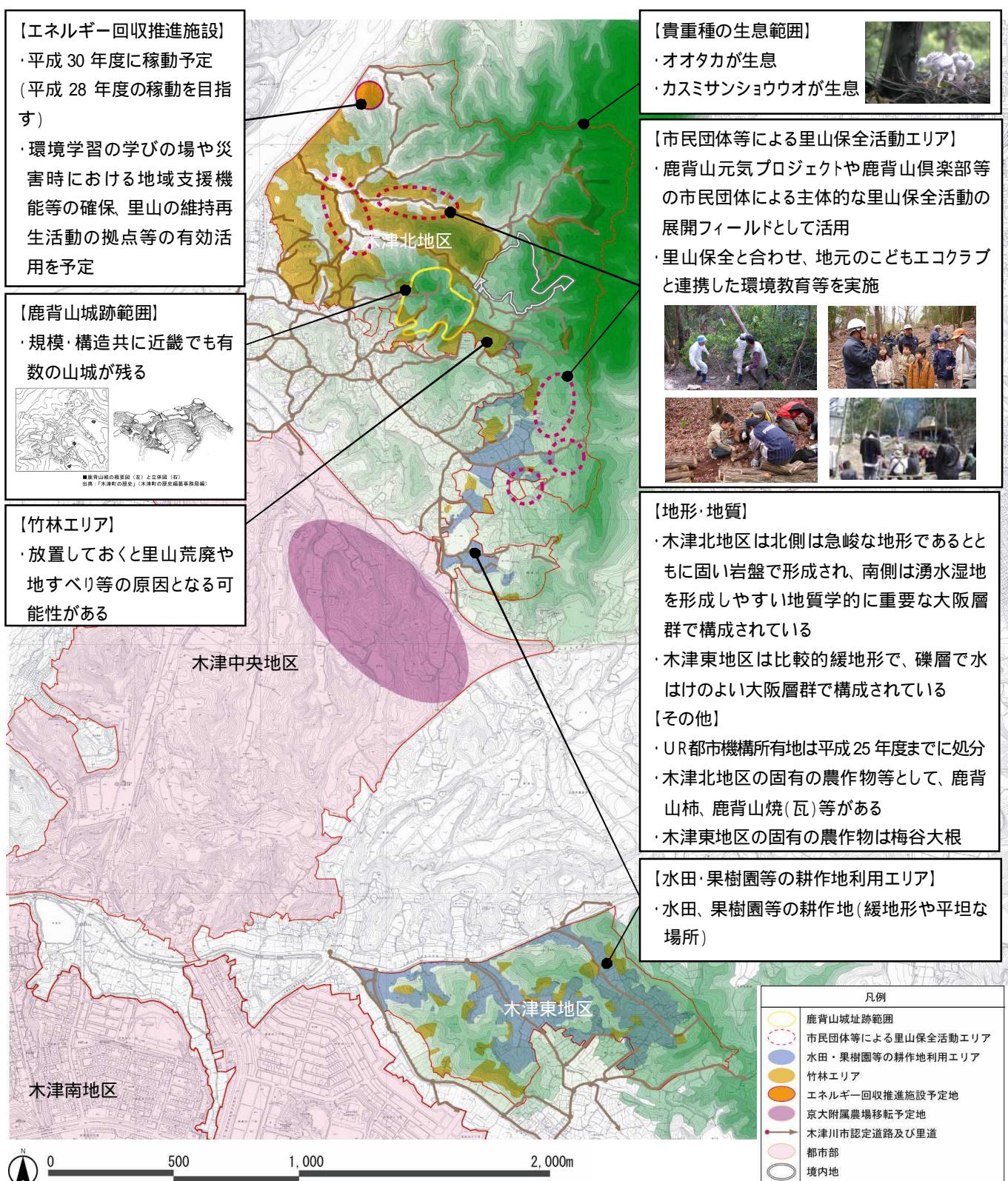


## 6. 土地利用方針

### 6-1 立地特性を踏まえた土地利用方針

木津北・東地区の立地特性(地形・貴重種・里山活動・地域資源等)を踏まえたうえで、全体の土地利用方針を設定する。

図 土地利用方針の設定に向けた立地特性の整理



## 木津北地区 ~ 共生エリア ~

木津北地区は貴重種の生息空間や生物多様性が保全されている点、湧水湿地を形成しやすい地質学的に重要な大阪層群が残る点、適切な管理がなされない場所の増加により地すべり等の災害が発生する可能性がある点、特に北部において地形が急峻でかつ強固な岩盤で形成され容易な造成等が難しい点、市民団体等による積極的な里山活動が行われている点、近年の里山を取り巻く状況（生物多様性保全活動促進法、企業による不適切利用・買収の発生等）などから、都市的な開発（市街地整備等）を行わず、里山の維持再生の実現を図り、都市と自然とが共生するエリアとして位置づける。

また、歴史・文化（鹿背山城跡・鹿背山柿・鹿背山焼き等）の継承、エネルギー回収推進施設や環境調和型研究開発施設との相互連携、環境学習や研究フィールドとして活用、持続可能な都市の実現に向けた取組みを実践するエリアとしても位置づける。

### 共生エリアの土地利用方針

都市的な開発（ニュータウン開発事業等）は行わない。

市民団体等との連携による持続的な里山の維持再生の実現を図る。

学研都市や木津川市における貴重種や多様な生物の生息空間（生物多様性）を保全する。

環境調和型研究開発施設との連携、エネルギー回収や資源循環、里山活動や環境学習等を実施する。

京都大学大学院農学研究科附属農場（以下、「京大附属農場」とする。）との連携、市民団体や企業等との連携による固有の農作物（鹿背山柿等）の活用等により、都市と農村との交流を図る。

史跡公園として鹿背山城跡の保全・整備を行うほか、地元の芸術活動（木津川アート等）との連携により、歴史・文化・観光を活かしたまちづくりを実現する。

実証実験や社会実験等のフィールドとして活用する。

## 木津東地区 ~ 田園共生まちづくり誘導エリア ~

木津東地区は既にニュータウン開発が完了した地区と隣接しており、インフラが地区周辺まで整備されている。また、比較的緩やかな地形であるため、今後の開発の可能性を見込み、民間事業者の計画提案・事業化への意欲を引き出しながら、施設用地・住宅地として良好な環境の創出や都市と田園が共生するまちづくりを誘導するエリアとして位置づける。

まちづくりにあたっては、土地利用方針の実現に向け、地区全体で一体的に開発を進めることを大前提として、民間事業者に計画提案を求めていくこととするが、宅地需要等の社会経済状況に十分留意しながら、段階的な進め方も検討したうえで、地権者等関係者との協議・調整を図ることとする。

### 田園共生まちづくり誘導エリアの土地利用方針

良好な居住環境の形成とともに、地区周辺の田園環境などのポテンシャルを生かしたまちづくりにより、新しいライフスタイルを発信する。

木津中央地区等の立地施設と連携した文化学術研究施設ゾーンの形成を図る。

## 6-2 土地利用計画

### (1) ゾーニングの考え方

土地利用方針を踏まえゾーニングを設定する際の考え方は以下の通りである。

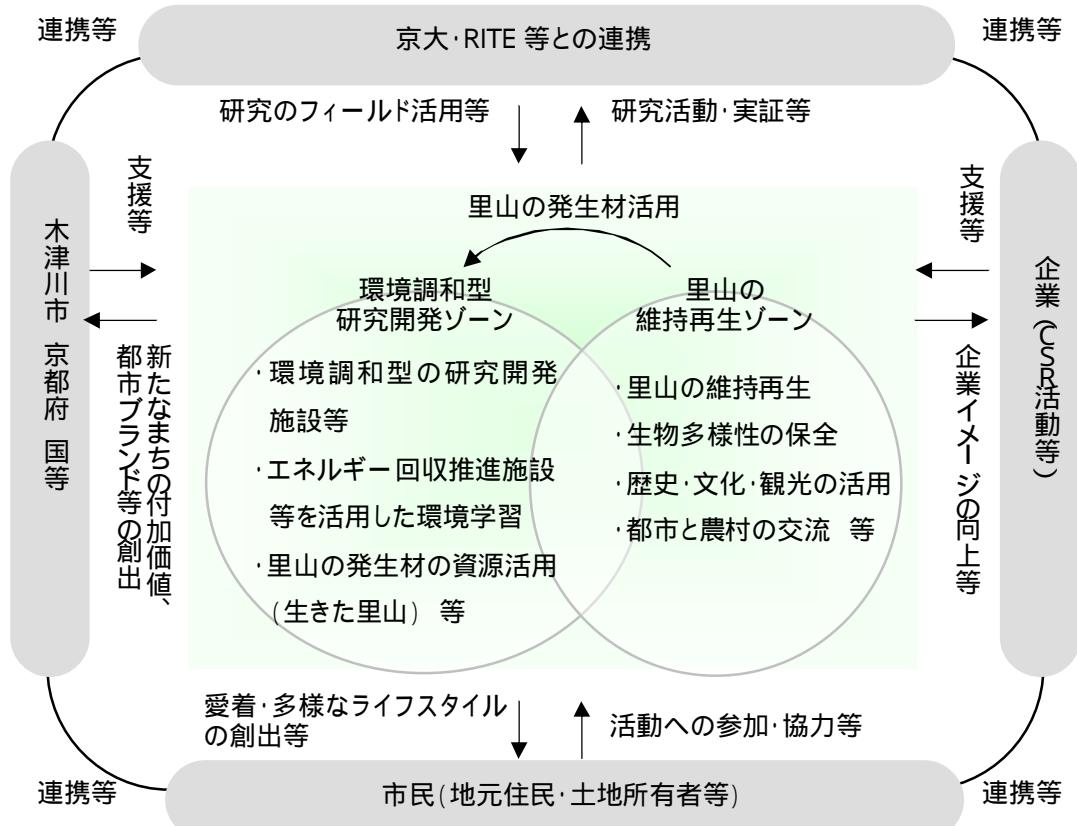
- ▶ オオタカやカスミサンショウウオ等の貴重種の生息環境の保全に配慮する
  - ▶ 鹿背山城跡や木津川アート等、地域特性の活用を考慮する
  - ▶ 都市に残る貴重な里山環境の保全等に向けた主体的な市民活動エリアの活性化を考慮する
  - ▶ 今後移転が予定される京大附属農場との連携、地元農業・産業等の振興等に配慮する
  - ▶ 都市基盤（インフラ等）の整備状況や地形（造成等）周辺開発計画等を考慮する

## (2)木津北地区のゾーニング

土地利用方針の実現に向けては市民・行政・企業・大学等の多様な主体がそれぞれ連携しながら展開することが重要であり、その実現に向けては「持続可能都市・学研木津川モデル」の展開が必要となる。

持続可能都市・学研木津川モデルの展開は共生エリアである木津北地区の主な土地利用方針を踏まえ、以下のようにイメージする。

図 持続可能都市・学研木津川モデルの展開イメージ



ゾーニングの考え方に基づき、木津北地区は大きく「環境調和型研究開発ゾーン」と「里山の維持再生ゾーン」の2つを設定する。このうち、里山の維持再生ゾーンについては地域特性を踏まえ、特に積極的に取組む内容別に4つのフィールドを設定する。各ゾーンの土地利用方針は以下のとおりである。

#### 環境調和型研究開発ゾーンの土地利用方針

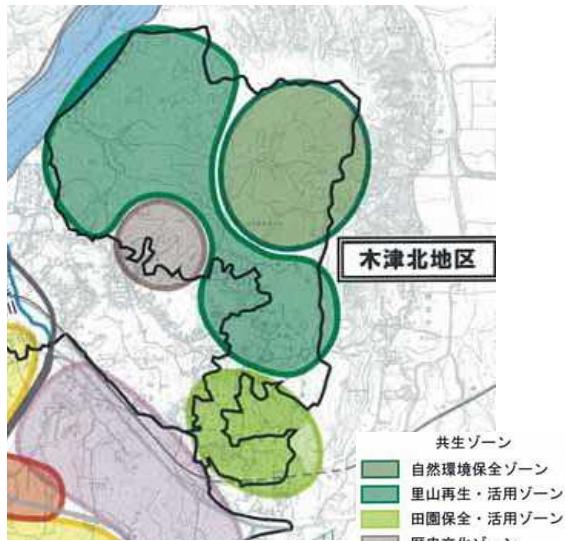
- ・エネルギー回収推進施設の整備や未利用・再生可能エネルギー活用施設、バイオマス関連等の環境調和型研究開発施設の誘致。
- ・誘致する環境調和型研究開発施設は、主にゾーン内の里山の維持再生による副産物等を資源として事業展開・研究開発を実施。また、里山の維持再生ゾーンやエネルギー回収推進施設との連携も図る。
- ・エネルギー回収推進施設と連携した里山保全の拠点整備を目指すとともに、資源循環や自然環境に関する学習拠点の整備を目指す。

#### 里山の維持再生ゾーンの土地利用方針

- ・多様な主体の参画による里山の維持再生(竹林・樹木等の管理、水源涵養林整備、地すべりや荒廃防止等)、地域の特性や文化(鹿背山柿、鹿背山焼き)等の活用・連携。
- ・里山の維持再生活動に伴う副産物を環境調和型研究開発施設における事業展開や研究開発の資源として提供するとともに連携を図る。
- ・多様な主体の参画によるオオタカやカスミサンショウウオ等の貴重種の保全(生物多様性の保全)。
- ・鹿背山城跡を活用した史跡公園を整備。
- ・自然資源等の循環的活用等や農作物の振興等に係る企業や大学(京都大学・RITE 等)の実証実験・社会実験・研究等のフィールドとして活用。
- ・観光農園、里山レストラン、市民農園等との連携。

#### <参考>

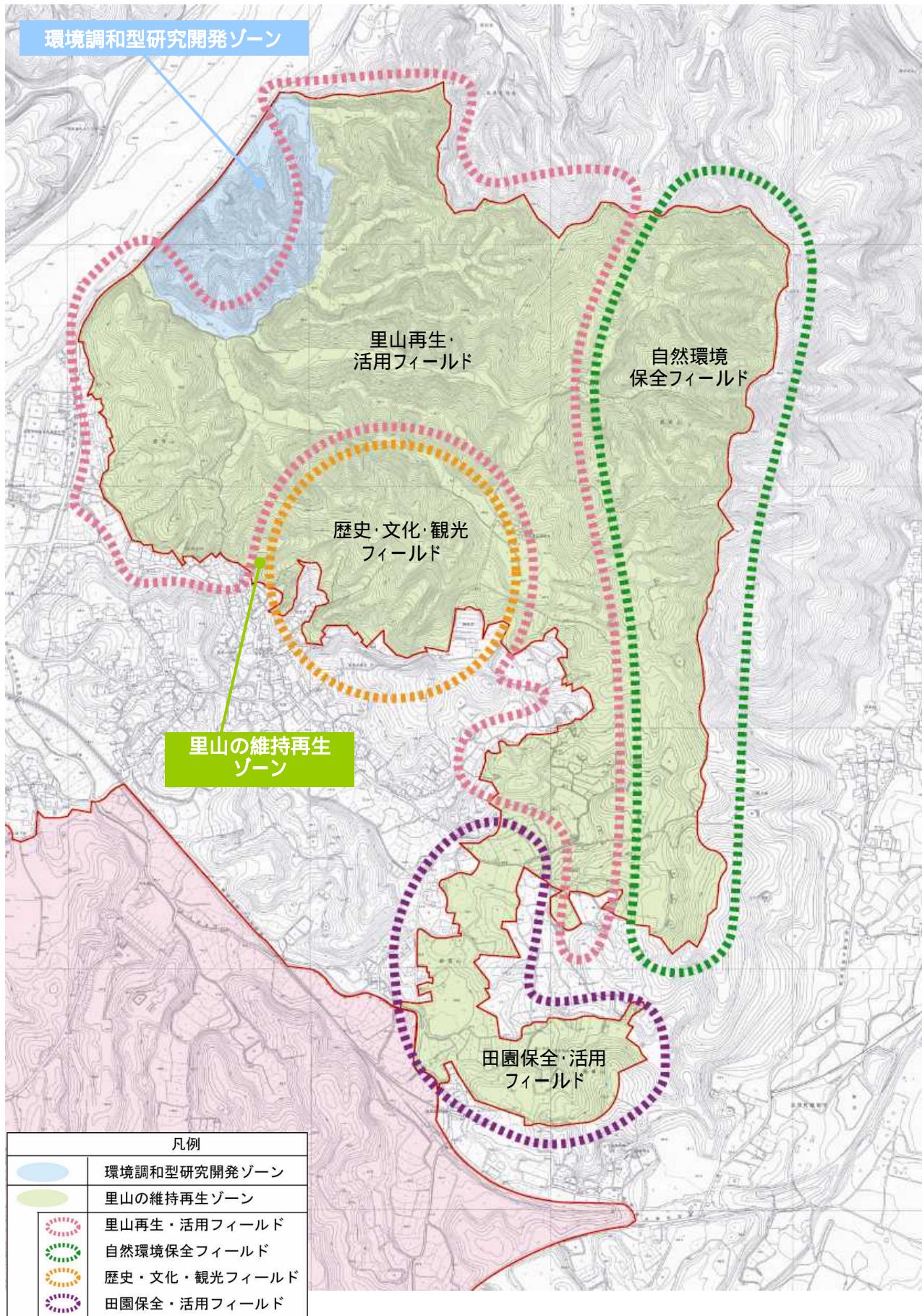
ゾーニングは木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会(平成20年度)の検討結果も踏まえて設定している。



#### 検討結果の概要

- 自然環境保全ゾーン  
オオタカの生息環境を核とし、自然との共生文化を象徴するシンボル的緑地等
- 里山再生・活用ゾーン  
多様な主体による管理、資源循環的活用等に係る企業の活動や研究フィールド等
- 田園保全・活用ゾーン  
都市と農村の交流プロジェクト等のまちづくりの展開や地域農業の活性化等
- 歴史文化ゾーン  
歴史(史跡)公園等としての保全整備

図 木津北地区のゾーニング



### (3)木津北地区の土地利用の展開イメージと維持管理例

土地利用方針に基づく展開イメージと維持管理例について示す。里山の維持再生ゾーンについてはゾーン全体で土地利用方針の実現に向けて取組んでいくが、中でも地域特性を踏まえ特に積極的に取組む内容をフィールド別に示す。

#### 環境調和型研究開発ゾーン

##### 土地利用の展開イメージ

- エネルギー回収推進施設、環境調和型研究開発施設や里山活動の拠点施設を整備
- 里山活動に伴う発生材を資源として活用するバイオマス関連や未利用・再生可能エネルギー等に関連する環境調和型研究施設の誘致
- 京都大学やRITEの研究フィールドや環境調和型研究開発施設の実証・社会実験フィールドとして活用
- 継続管理・活用アイディア例
- 木津川市・立地企業・市民団体等が連携し里山活動を行うとともに、発生材を環境調和型研究開発施設等へ安定的に供給
- エネルギー回収推進施設や里山活動と連携し、環境学習等のフィールドとして活用



里山保全とクリーンセンター整備イメージ(国崎クリーンセンターHP)

#### 里山の維持再生ゾーン

##### 里山再生・活用フィールド

###### 土地利用の展開イメージ

- 市民緑地制度を活用し身近に利活用できる里山環境を創出
- 京都大学やRITEの研究フィールド(生物多様性の保全等)や、環境調和型研究開発施設の実証・実験フィールドとして活用
- 多様な主体による里山活動を通じ、人と自然との持続的な調和を図り多様なライフスタイルを実践するための場として提供

###### 維持管理・活用アイディア例

- カスミサンショウウオ等の貴重種の保全
- 木津川市・市民団体・地元住民(土地所有者等)・企業等が連携し里山の維持再生活動を展開
- 里山活動に伴う発生材を環境調和型研究開発施設等へ安定的に供給
- 生物多様性の保全や里山活動等の環境学習・自然体験等のフィールドとして活用



市民団体や企業との連携による里山保全イメージ  
(UR都市機構提供資料)

鹿背山元気プロジェクト  
(UR都市機構提供資料)

## 自然環境保全フィールド

### 土地利用の展開イメージ

- オオタカの保全活動に最低限必要な整備(里道の活用等)
- 自然災害(地すべり・土砂流出等)の防止等、安全・安心な生活を確保するための必要最小限の整備
- 極力、人の影響を与えない土地利用
- 維持管理・活用アイディア例
- オオタカ等の貴重種の保全
- 木津川市や市民団体・地元住民(土地所有者等)・企業等による里道の管理及び、飛翔空間確保のための枝打ちや採餌空間確保のための下草管理の実施



木津北地区のオオタカ  
(UR都市機構提供資料)

## 歴史・文化・観光フィールド

### 土地利用の展開イメージ

- 鹿背山城跡を史跡公園等として整備
- 里山の維持再生活動の拠点、都市との交流の拠点として活用
- 維持管理・活用アイディア例
- 公園の維持管理
- 芸術振興(鹿背山焼き、木津川アート等)の活性化

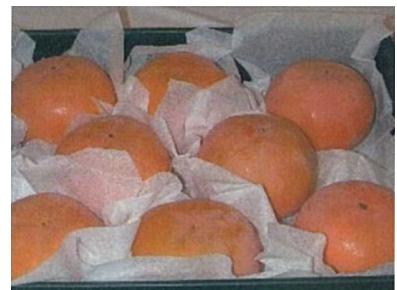


史跡公園イメージ  
(飛山城址跡公園 / 宇都宮市HP)

## 田園保全・活用フィールド

### 土地利用の展開イメージ

- 生産緑地制度を活用した農ある暮らしの創出
- 地産地消・市民農園・観光農園との連携
- 市民団体等との連携による固有の農作物(鹿背山柿等)の生産・振興
- 地元住民(土地所有者等)・京都大学・企業等と連携し、研究・実証実験フィールドとして活用
- 都市と農村が共存する自然豊かなライフスタイルの創出
- 維持管理・活用アイディア例
- 市民団体や教育機関との連携による食育活動
- 市民や地元住民・企業等との連携による農業・里山研修(イベント等)の実施
- 京大附属農場・JA等との連携

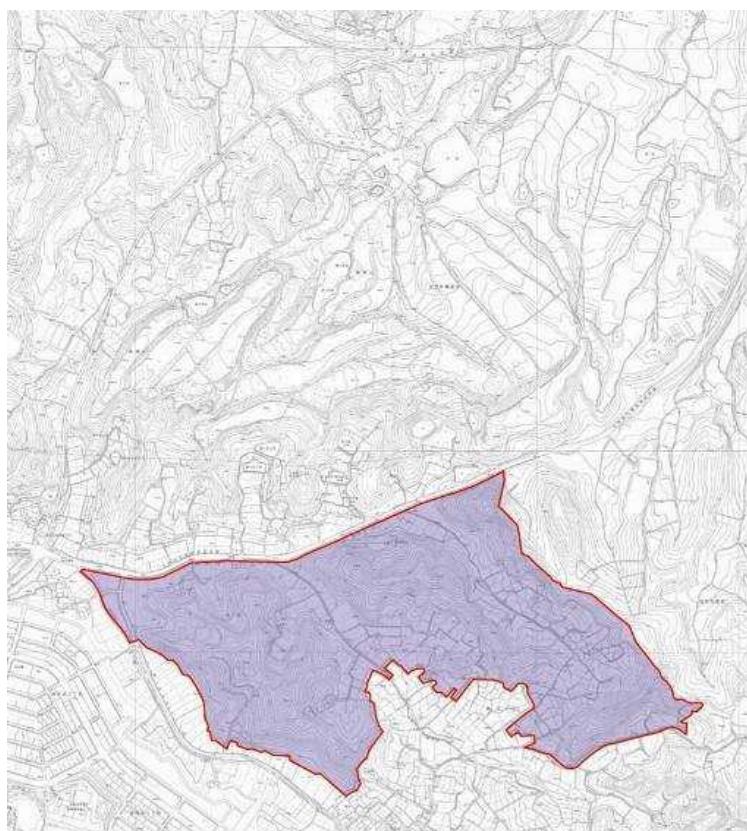


地域固有の農作物(鹿背山柿)  
(京都府HP)

#### (4)木津東地区のゾーニング

ゾーニングは木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会（平成20年度）の検討結果のとおり、周辺の優れた田園環境に配慮しつつ、今後施設用地・住宅地として良好な環境を整備するため、民間事業者の計画提案・事業化への意欲を引き出すための取組みを推進する。

図 木津東地区のゾーニング



#### <参考>

ゾーニングは木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会（平成20年度）の検討結果も踏まえて設定している。



## (5)木津東地区の土地利用の展開イメージ

土地利用方針に基づく展開イメージについて示す。

### <ゾーンの土地利用方針・展開イメージ>

- ・ 良好的な居住環境の形成とともに、地区周辺の田園環境などのポテンシャルを生かしたまちづくりにより、新しいライフスタイルを発信する。
  - 田園環境に配慮した宅地の整備。
  - 太陽光発電の利活用などの環境共生型住宅の整備を誘導。
  - 都市と自然との接点である特性や地区周辺の田園環境を活かし、「農(みのり)のまちづくり」による地域循環型エコリージョンづくりにより、新しいライフスタイルを発信する。
- ・ 木津中央地区等の立地施設と連携した文化学術研究施設ゾーンの形成を図る。
  - 主として自然科学系研究開発機能や研究開発機能と一体となった産業機能などの施設誘致を進め、木津中央地区をはじめとした学研都市内立地施設等との連携により学研都市の機能を強化。
- ・ 土地利用方針の実現に向け、地区全体で一体的に開発を進めることを大前提として、民間事業者に計画提案を求めていくこととするが、宅地需要等の社会経済状況に十分留意しながら、段階的な進め方も検討したうえで、地権者等関係者との協議・調整を図る。



田園と共生した住宅地イメージ(徳島県三好市 / NPO ふるさと力HP)

## 7. 木津北地区の土地利用計画の実現に向けて

### 7-1 土地所有の課題を踏まえた今後の取扱いの方向性

土地所有の状況は前述のとおり、UR都市機構、公共用地、その他地権者等の多様な主体によるモザイク状の区分となっている。民有地の一部については細分化・転売が見られる。また、現在の管理者が不明確で放置されている場所も存在する。

こうした状況が続くことは里山の荒廃が進むだけでなく、植生の変遷等から竹林の拡大に直結することが容易に想像できる。竹林の拡大は里山として管理されていた二次林が持つ機能(水源涵養機能や樹木の根による土壌の安定)が失われることであり、地すべり等の自然災害が発生する危険性が高まる。これは木津町史にも示されており、放置による土砂流出等の災害が発生したため、都市部の安全・安心な生活を確保することを目的に住民が主体的に維持管理するようになったとある。さらには里山景観の破壊や人々の原風景の喪失等の可能性、有害鳥獣の繁殖等の可能性も高まる。

これらの課題を踏まえ、木津北地区の土地所有の取扱いの方向性等を以下のように考える。

#### <方向性>

- ・良好な里山が有している自然災害の抑制機能(基盤サービス)や水源涵養、食料、レジャー等の供給機能(供給・文化的サービス)等の生態系サービスを持続させ、市民の安全・安心な生活の基盤とする。
- ・乱伐や不法投棄等の不適切な利用を抑制し、市民の安全・安心を守る。
- ・エネルギー回収推進施設の建設及び環境調和型研究開発施設の誘致を推進する。
- ・「エコシティ」関西文化学術研究都市として、知と人の集積を活用した自然との共生のモデル(生きた里山)を発信する地区とする。

#### <必要な取組み>

- ・平成25年度中の土地処分が求められているUR都市機構が所有する土地については、不誠実な利用者への散逸を防止し、持続的に適切な維持管理を実施するため、一括して公的機関等の長期安定的な所有者へ移転することが望ましい。
- ・その他の民有地については、土地所有に係る負担の軽減に配慮しつつ、一体的に適切な維持管理がなされるよう、既存の制度を活用して公的機関等が誘導を図ることが望ましい。
- ・エネルギー回収推進施設の建設及び環境調和型研究開発施設の誘致は、市が主体となって実施する。
- ・大規模所有者及び元事業予定者であるUR都市機構は、今後の取り組みに最大限の協力をする。

:参考-6 用語集を参照

## 7-2 土地利用の誘導を図る制度

### (1)類似事例を踏まえた土地利用の方向性

土地活用の方向性は類似事例を参考として設定する。参考とする類似事例は市街地に近接する都市の貴重な里山を保全するため、市民・土地所有者・行政等が連携し活動を実施している「神於山（岸和田市）」とする。

#### ＜神於山の土地活用の現状＞

- ・土地の所有区分は市有地、民有地、境内地等の多様な主体が所持しており、木津北・東地区と同様にモザイク状の所有形態である。
- ・里山活動は、市有地はボランティア、民有地は地権者または市を通じてボランティアが管理する等、エリアと活動内容を定めて実施している。

#### ＜木津北地区の土地利用の方向性＞

- ・里山活動に関しては土地の所有と利用を分けて取扱うこととする。
- ・木津北・東地区の里山活動に係る民有地の利用は、既存制度の活用による確保を目指す。
- ・生物多様性保全活動促進法附則第三条での制度のあり方検討の実施に向けたアプローチを行う。

### (2)活用制度

モザイク状の所有状況を集約することは困難なため、以下の制度を活用して所有者の土地利用の誘導を図る。また、土地の所有と利用を切り離すことで、木津北地区での里山活動に係るフィールドとしての利用促進も図る。

#### ＜市民緑地制度＞

市民緑地制度の目的は土地の所有者からの申請等に基づき、地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、管理することにより、所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地または緑地施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することである。

この制度を活用することで、土地の所有と利用の権利を分けることが可能となり、多様な主体による里山の管理が可能となる。対象となる土地の条件等及び木津北地区での活用をイメージした手続きの流れは以下のとおりである。なお、制度活用に伴う契約期間は5年以上となっている。

表 市民緑地制度の対象となる土地等

項目	概要
対象の土地	・都市計画区域(または準都市計画区域)内で 300 m <sup>2</sup> 以上の一団の土地等の区域 ・他の地上権、賃借権その他の使用収益権(電線の設置の地上権等は除く)が設定されていない区域

表 市民緑地制度の実施について

土地所有者の係わり	メリット	
	税制・金銭等	維持管理・まちづくり等
・木津川市(または緑地管理機構)に申出を行い、契約を締結する ・原則として契約締結は所有者からの申出に基づく	・土地を無償で貸付けた場合、固定資産税・都市計画税が非課税となる ・契約期間が20年以上など一定の要件を満たす場合、相続税・贈与税の評価額が2割減となる ・樹林等の維持管理費用が軽減される	・樹林管理、日常的な管理等の負担軽減 ・契約を解除するまで、一定の良好な自然環境等が持続的に継続される

### <生産緑地制度>

生産緑地制度は市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度である。

この制度を活用することで、木津北地区の固有の農作物（産業）の持続的な運営や農村景観等の地域資源の保全・活用が可能となる。対象となる土地の条件等及び木津北地区での活用をイメージした手続きの流れは以下のとおりである。

表 生産緑地制度の対象となる土地等

項目	概要
対象の土地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内にあり、耕作の目的に供されている土地（休耕地含む）。ただし、農地の転用の届出がされている土地（農業を営むために必要な施設等の設置を目的とする場合は除く）は指定できない。</li> <li>公害や災害の防止、良好な生活環境形成に相当の効果があること（見通しがきかない塀で囲まれていたり、農地として適正に管理されていない土地は指定できない）。</li> <li>将来、公園や緑地等の公共性、公益性の高い施設に活用できる土地。</li> <li>一団の農地面積が 500 m<sup>2</sup>以上であること（幅 6m以下の道路・水路等が介在している場合や、所有が異なる場合でも一体性が保たれていれば指定可能）</li> <li>農業の継続が可能な条件（用水源等）を備えている。</li> </ul>
制度の内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域における農地の継続</li> <li>農地としての管理や保全の義務（建築物の新築・増改築、宅地造成、土地の形質の変更等の制限）</li> <li>固定資産税、都市計画税、相続税、贈与税の優遇措置</li> </ul>

表 生産緑地制度の実施について

地区指定希望者の 係わり	メリット	
	税制・金銭等	維持管理・まちづくり等
・関係者全員の同意のもと、木津川市に指定希望の申出を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税及び都市計画税が市街化調整区域同様の一般農地扱いとなり、農地評価及び農地課税となる</li> <li>相続税、固定資産税等が納税猶予となる</li> <li>指定されてから 30 年経過後、もしくは農業の主たる従事者が死亡、農業に従事することを不可能とさせる故障、農業を続けることが不可能となったときは木津川市に買取の申出が可能となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木津川市に農地等として管理するために必要な助言、土地の交換の斡旋、その他援助を求めることが可能（内容に応じて木津川市・農業委員会が対応）</li> </ul>

## 7-3 民間事業者の参画意向

### (1)調査の進め方

まちづくりを進めるにあたって民間企業の参画可能性を探るために、前述のまちづくり基本方針や土地利用方針を基に、木津北地区への関心や参画・支援の意向、参画・支援にあたっての具体的な条件などを把握することを目的として意向調査を実施した。

調査は下記の二段階に分けて実施した。

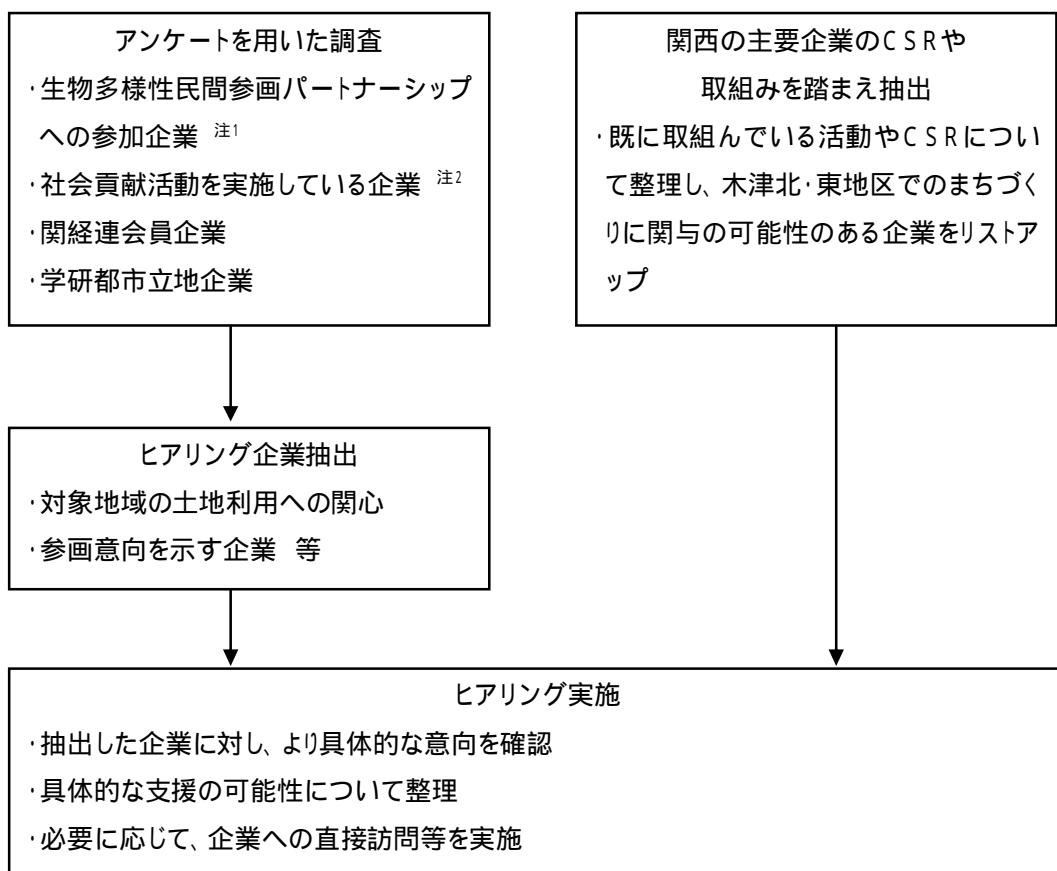
#### アンケート調査

- ・社会貢献活動（CSR）に関心が高い企業や関西に立地する企業を中心に対象企業を抽出し、CSRの取り組み状況や当地区への関心を広く把握するためにアンケート調査を実施した。

#### ヒアリング調査

- ・アンケート調査により関心を示した企業や既に森林保全活動を展開している企業等を対象として、木津北地区への参画可能性や具体的な条件などについてヒアリング調査を実施した。

図 調査の進め方



注1：生物多様性に関する民間の取組みを推進するために、経団連、日本商工会議所、経済同友会により設立された経済界を中心とした自発的なプログラム

注2：経団連の社会貢献推進委員会等が実施した「2009年度 社会貢献活動実績調査」で類似の取組実績がある企業を抽出

## (2)調査結果

### 社会貢献活動への取組み状況について

森林保全活動への取組みは数年前のCO<sub>2</sub>削減意識が高まっていた時期に、工場や支店などの事業所がある地元自治体からタイミングよく声がかかって取組み始めた企業が多かった。

最近の社会貢献活動（CSR）の傾向としては、景気低迷や震災などの影響もあり、本業関連での取り組みやコストをかけず社員ボランティアとしての派遣などが主流になりつつあるとの意見が多くかった。

### 参画可能性について

社会貢献活動としての参画・支援の可能性は16社のうち、1社が現時点で「参画可能性あり」と回答、6社が社員ボランティアを含めて「一定の支援可能性あり」と回答、残りが「現時点では難しい」との回答であった。参画・支援が難しい理由としては、事業所が木津北地区から遠隔地にあり、地元と深い縁がないことや既に関西圏で同様の取組みがあることなどが多く挙げられた。

産業活動の参画・支援可能性は5社のうち2社が一定の支援が可能との回答であった。参画・支援が難しい理由としては、コスト的にビジネスベースに乗りにくいなどが挙げられた。

## (3)参画・支援を検討するにあたっての条件について

参画・支援を検討するにあたっての具体的な条件としては、面積要件、地元組織や所有者と企業をつなぐ行政の支援、ボランティア参加を促す附帯施設など、様々な条件が挙げられた。

## (4)他の意見

他の意見としては、企業の参画を促すようなコンセプトやスキームの明確化・具体化、行政のリーダーシップなどが重要との意見があった。

## (5)まとめ

社会貢献活動（CSR）については、企業としての主体的な取組みは本業に縁のある地域で展開されるケースが多く、現時点で企業として前向きに取り組めるとの回答は少なかった。しかし、社員のボランティア活動の一環としての里山活動等への参画のニーズは把握できた。企業側の対応は社員への情報提供のみであり社員の自発的な参加であるので、プログラム等は行政やNPOなど地元組織が段取りを行い「社員が手ぶらで参加できる」「レクリエーションの要素もあること」などが基本的な参画条件となる。したがって、現場を取り仕切るリーダーの存在やサポート体制が整った地域が選ばれる傾向にあると考えられる。また、1企業で取組む規模は一般的に数ha程度であり、木津北地区（約150ha）全体での展開を見込む場合は多数の企業の参画が必要となる。

バイオ産業系は新しい学研都市の研究開発として取組む意義はあるが、コスト的にビジネスベースに乗りにくいくことから一般的に発展途上の技術開発かつ小規模企業が多く、さまざまな支援が必要と考えられる。また、実施にあたっては安定的な生成材の供給、供給に伴う運送等のコストの縮減等が重要であり、広い市域単位での取組みが必要となる。

## 7-4 推進体制のイメージ

### (1) ヒアリング結果を踏まえた土地の活用に必要な機能

木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会（平成20年度）のまとめ並びに前述のヒアリング結果等を踏まえ、企業の参画（CSR活動等）による土地利用計画の推進の実現に向け必要となる機能は以下のとおりと考える。

#### ＜木津東部丘陵持続可能都市整備構想検討会（平成20年度）のまとめ＞

- 木津北地区のまちづくりの目標を「持続可能な社会の実現に貢献する研究・開発の実践」、「オオタカをシンボルとする生物多様性の確保・里山環境の再生」、「自然と人間のかかわりをベースとする環境下知の創造」とし、その実現に向け、関係者が連携する「プラットフォーム」を早期に立上げ、具体的な取り組みを展開する。

#### ＜ヒアリングを踏まえた課題＞

- 企業のCSR活動は地域での活動が先にあって（活動の受け皿、現場の段取り等）はじめて成立するものが多く、活動の企画立案・現場の調整段階から参画する企業は少ない。
- CSR活動は企業の本業に縁のある地域で展開されるケースが多い。
- ボランティア活動の一環としての里山活動等への参画にニーズはある。しかし、活動に参画するためには現場を取り仕切るリーダーやサポート体制が整った地域であることが重要である。

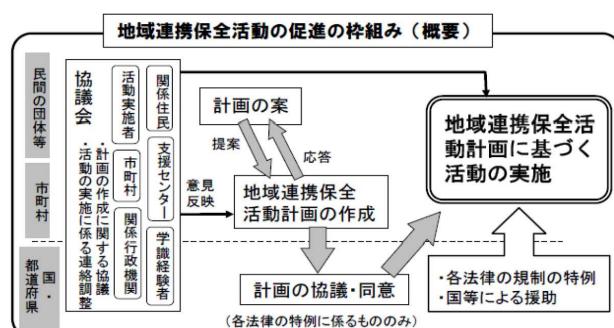
#### ＜土地利用計画の推進に必要な機能＞

- 木津北・東地区での企業CSR活動等を推進するためには、活動の受け皿となる組織や現場を取り仕切るリーダーの確保が重要である。現在、現地では個別の市民団体による独自の活動が行われているものの、相互の連携が十分に図れていない状況である。
- そのため、各団体の情報交換や連携、活動のプラットフォームの早急な設置が必要である。
- プラットフォーム設立は企業の参画による持続的な里山の保全活動につながると考えられる。

### (2) 活用制度

生物多様性保全活動促進法では、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的としている。こうした多様な主体による取組みは前述した持続可能都市・木津川モデルの概念と一致する。

そのため、プラットフォームの設立に向け生物多様性保全活動促進法を活用するとともに、土地利用の実現に向けた仕組みとしても活用する。



### (3) 推進体制イメージ

生物多様性保全活動促進法を活用し、持続可能都市・学研木津川モデルを推進するためのプラットフォームは木津川市、活動実施者(市民団体等)、土地所有者、地元住民(ボランティア等)、企業、学識経験者、国・府等の多様な主体により形成する。

プラットフォームの主な役割は以下のとおりである。また、設立後の各主体の係わりについては次頁に示す。

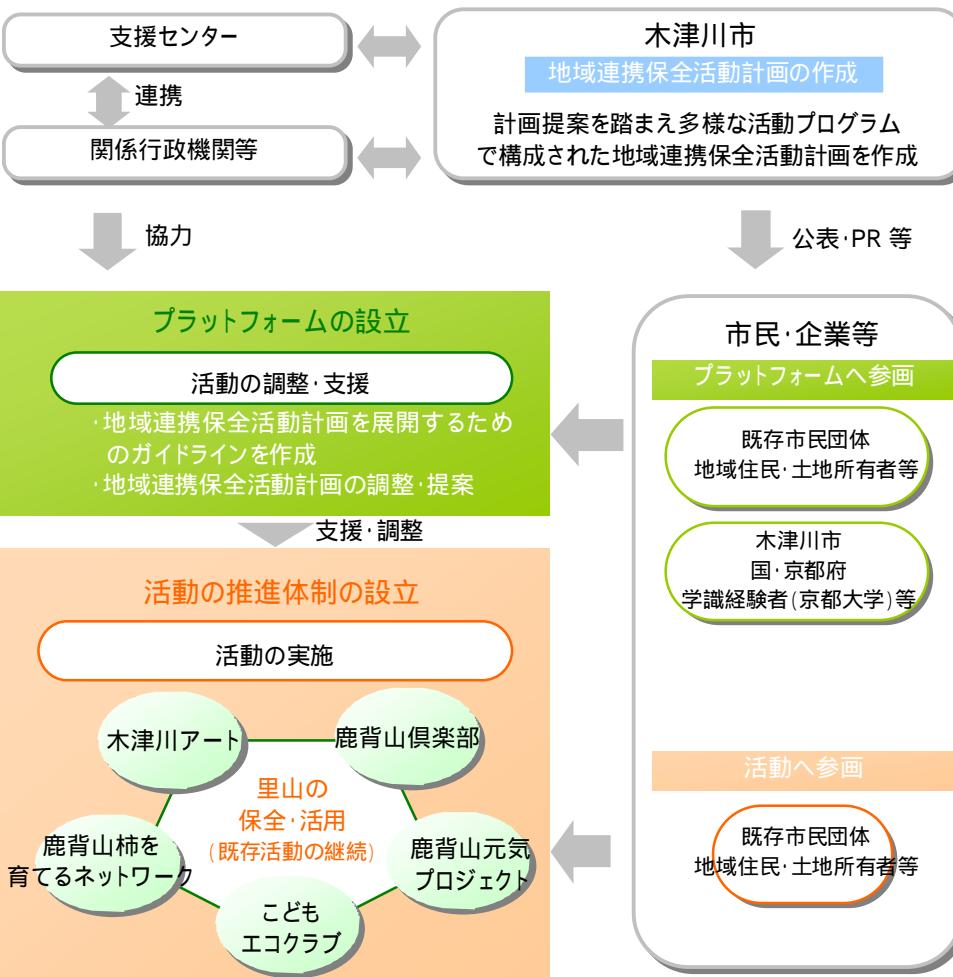
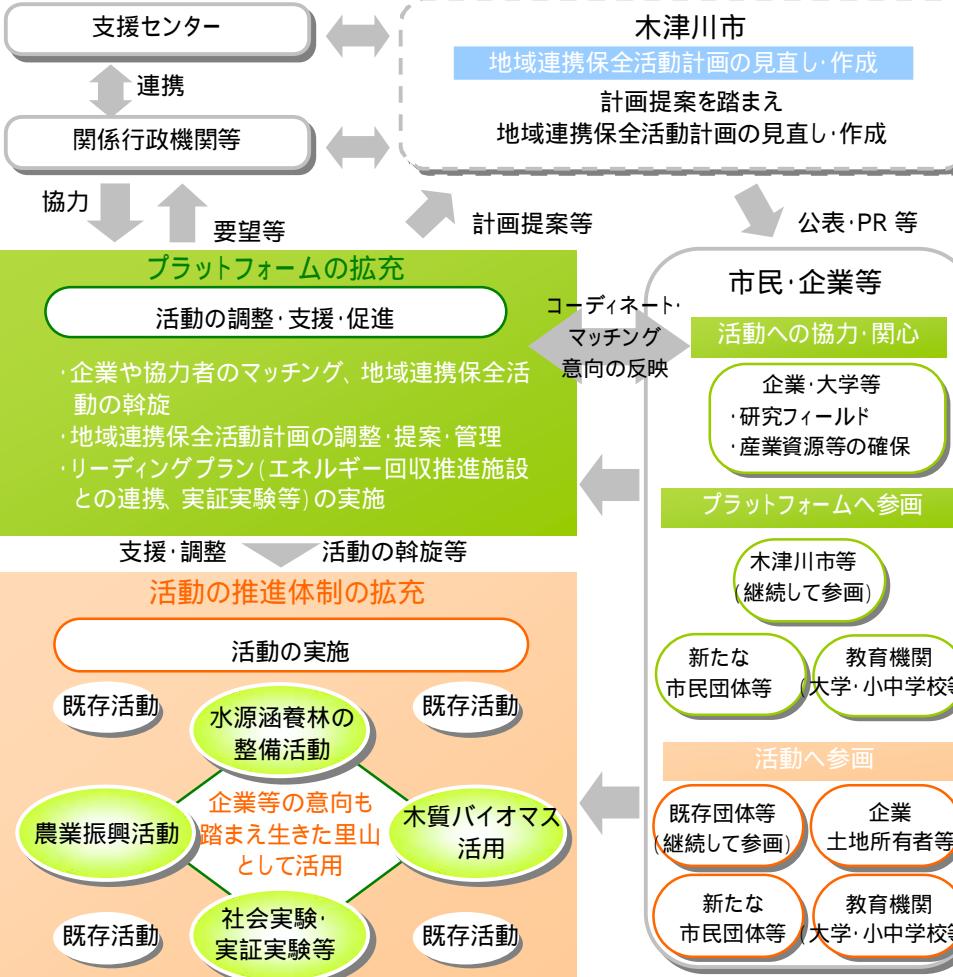
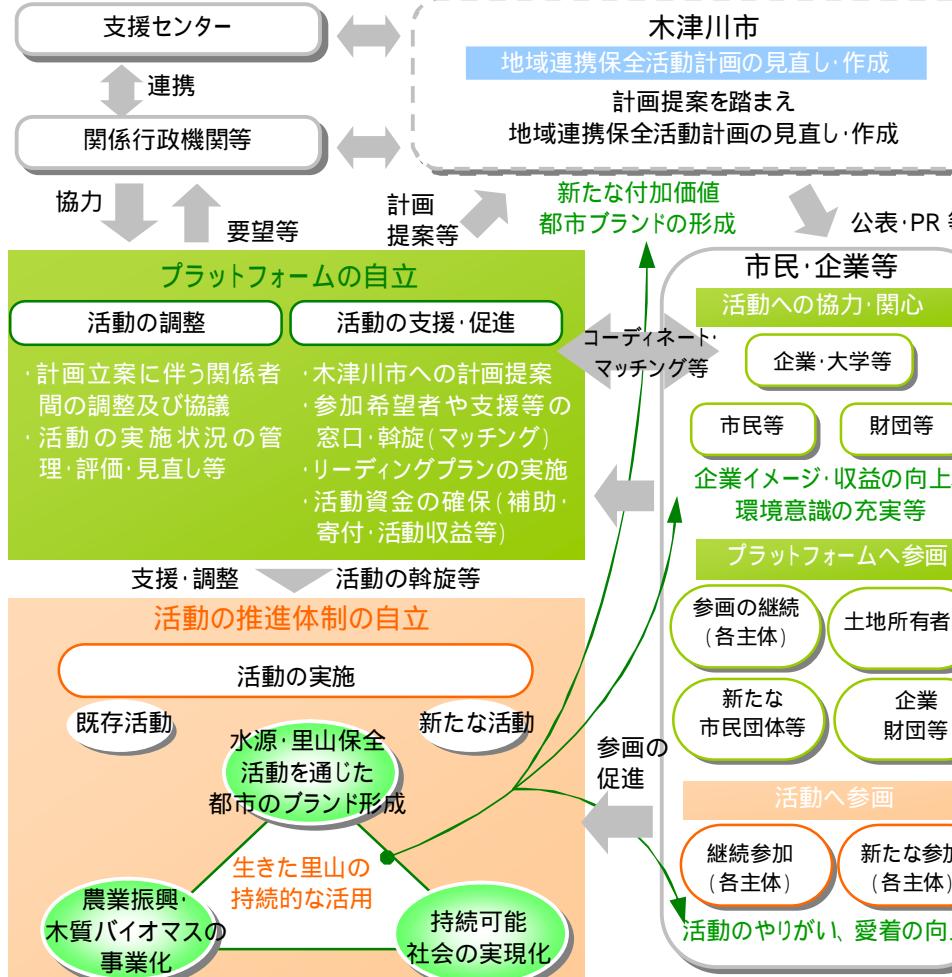
#### <持続可能都市・学研木津川モデルでのプラットフォームの主な役割>

- ・本委員会の検討結果を踏まえ作成される木津川市学研木津北・東地区土地利用計画に基づき、今後実際に活動を展開していくためのガイドライン(活動方針や取組みの方向性)を作成
- ・地域連携保全活動計画の立案、木津川市への計画提案  
　計画立案・実施の関係者間調整(土地所有者、行政、活動実施者、企業、学識経験者等)  
　地域連携保全活動計画に関する協議 等
- ・地域連携保全活動計画の展開、活動実施の調整  
　市民団体や市民(ボランティア・土地所有者等)の活動実施者への支援  
　協力者(企業・教育機関等)への斡旋・実施調整(マッチング、活動紹介、フィールドの提供)  
　地域連携保全活動計画のうちリーディングプラン(社会実験・実証実験等)の実施
- ・地域連携保全活動の実施状況のチェック、評価、見直し
- ・活動フィールドの管理
- ・活動への参加希望者や支援等に関する窓口、活動資金の確保(補助、寄付、活動収益等)

表 プラットフォームとなる地域連携保全活動協議会における各主体の係わり(案)

木津川市		・地域連携保全活動計画の作成及び見直し
プラットフォーム 地域連携保全活動協議会( )		・協議会の立上げ、事務局活動、各関係者の調整 ・地域連携保全活動の展開フィールドとして土地を活動実施者に提供 ・エネルギー回収推進施設や里山をフィールドとして環境学習を実施
		・地域連携活動の展開に伴う調整
		既存の市民団体
		鹿背山元気プロジェクト
		鹿背山俱楽部
		木津の文化財と緑を守る会
		木津川アート
		こどもエコクラブ
		鹿背山の柿を育てるネットワーク 農業従事者等
		新たな市民団体
		民間企業
		教育機関
		学識 経験者
		京都大学
		関係 住民
		土地所有者
		協力者
		活動に関心のある企業、市民等 (サポーター等)
支援センター		京都府
		協議会メンバー
関係行政機関等(国・京都府・京都大学等)		・支援センターや協議会との情報交換、協力等
UR都市機構		・プラットフォームの設立支援 ・活動に参画する企業の誘導、調整等

プラットフォーム（地域連携保全活動協議会）の形成と活動の推進体制イメージ

<p>プラットフォームと活動の推進体制の設立（～平成25年度頃）</p> 			
<p>プラットフォームと活動の拡充（平成26年度～平成28年度頃）</p> 			
<p>プラットフォームと活動の自立（平成29年度～）</p> 			
木津川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携保全活動の内容や活動エリアのポテンシャル・価値観等を参加者が共有できるプラットフォームを立上げるとともに、事務局として運営。</li> <li>地域連携保全活動計画の作成（既存活動を踏まえたプロジェクトの企画・計画）</li> <li>支援センターとの連携、関係機関との協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携保全活動計画の見直し、作成等。 (学研都市としての新たな付加価値、都市のブランド形成、大学との連携活動、国等の社会実験等のリーディングプランの推進)</li> </ul>	
プラットフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>木津川市が中心となって設立。</li> <li>木津川市学研木津北・東地区土地利用計画を踏まえ今後実際に活動を展開していくためのガイドライン（活用方針や取組みの方向性）を作成。</li> <li>地域連携保全活動計画を木津川市に提案。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木津川市と市民団体等の参画メンバーにより運営。</li> <li>地域連携保全活動計画を木津川市に提案。</li> <li>国、京都府等の関係機関との情報交換や相互連携（補助金、関係行政機関の調整）</li> <li>地域連携保全活動の展開、活動実施の調整（活動支援、企業等のマッチング、フィールド提供、活動の斡旋等）</li> <li>地域連携保全活動の実施状況のチェック、評価、見直し</li> <li>リーディングプラン（社会実験・実証実験・環境学習等）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラットフォームの自立、持続的な活動の実現を目指すため、「活動の調整」を行う機能と「活動の支援・促進」を担う機能とに分ける。</li> <li>活動の調整は木津川市が中心となって関係者間の調整や、地域連携保全活動計画の協議を行う。</li> <li>活動の支援・促進は木津川市以外の参画メンバー（企業・市民団体・地元住民等）が中心となって、参加希望者や支援等に関する窓口、企業等のマッチング・斡旋、活動フィールドの管理等を行う。また、地域連携保全活動を事業化して持続的な活動展開を図るほか、活動資金の確保（補助・寄付・活動収益等）を目指す。</li> </ul>
活動の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存活動を地域連携保全活動として位置づける。</li> <li>地域連携保全活動としてこれまでの活動を継続実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携保全活動の継続実施。</li> <li>企業・大学等と連携した地域連携保全活動の実施</li> <li>生きた里山としてエネルギー回収推進施設との連携や、環境調和型研究開発施設との連携（資源の安定供給等）を、地域連携保全活動を通じて実施</li> <li>新たな市民団体、地元住民（土地所有者）等による地域連携保全活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域連携保全活動を事業化することにより、生きた里山の持続的な活用を実現</li> </ul>
市民・企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>興味や参画の可能性がある地域連携保全活動に関し、プラットフォームを通じて参加登録等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>興味や参画の可能性がある地域連携保全活動に関してプラットフォームを通じて参加登録を行う他、意向等を伝え新たな地域連携保全活動の企画・立案等に協力。</li> <li>プラットフォームを通じて地域連携保全活動への参画。</li> <li>プラットフォームの事務局の一員となり、地域連携保全活動計画の協議・調整等を行う。</li> </ul>	

## 8. 本計画の実現に向けた今後の取組み

### 8-1 生物多様性保全活動促進法における地域連携保全活動計画の作成

生物多様性保全活動促進法は平成23年7月に基本方針に対する意見募集が行われ、平成23年秋施行に向けて検討が進められている。持続可能都市・木津川モデルを展開し、多様な主体による里山の保全活動を持続的に行うためには活動資金や活動実施計画、各主体の相互連携、技術的な助言、行政支援等が必要となる。

こうした活動支援を得るためには同法に基づき国が作成する手引書を踏まえた地域連携保全活動計画を作成する必要がある。地域連携保全活動はNPO等による提案、各種計画との調和、関係者との調整等さまざまな協議に基づき木津川市が作成する。

なお、下表は現時点での地域連携保全活動計画の基本的事項である。

表 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

項目	概要
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携保全活動計画は活動区域において生物多様性の保全を進めるための実行計画である。</li><li>・地域連携保全活動計画は地域特性や自然・文化等の価値を認識し、地域づくりにつなげていくものである。</li></ul>
多様な主体の参加の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携保全活動協議会を木津川市が設立する。</li><li>・地域連携保全活動協議会は活動の計画・実施に係る協議、地域のさまざまな関係者間の合意形成等を図る機能を持つとともに、活動の円滑かつ効率的な実施を促す機能を有する。</li></ul>
NPO等の計画提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動の内容や計画案についてNPO等は木津川市に提案できる。</li></ul>
地域の自然的・社会的条件の反映	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動の計画作成では地域の自然的・社会的条件に関する情報収集や調査等が重要である。</li></ul>
各種計画等との調和・関係者との調整	<ul style="list-style-type: none"><li>・生物多様性基本法での生物多様性地域戦略や農林漁業、社会資本整備及び土地利用等に係る関係法令に基づく各種計画等との調和が必要である。</li><li>・関係者との十分な調整が必要である。</li></ul>
活動計画の評価と柔軟な見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・実施した活動成果・状況等を整理し、計画の点検・評価による目標や内容の見直しが必要である。</li></ul>
地域連携保全活動計画の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携保全活動計画の促進に向けて必要な事項を取りまとめる。</li></ul>
区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動の特性と目的に応じた適切な範囲を設定する。</li><li>・流域や山系、海域等それぞれの地域間における生態系のつながり等を踏まえ、地域の自然的・社会的条件に応じた範囲を設定する。</li></ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標達成まで各主体が役割を十分に果たすことができ、かつ達成状況について容易に確認ができる、具体的で分かりやすい内容とする。</li></ul>
活動の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・活動が実効的かつ効果的なものとなり、各主体が活動しやすい計画となるよう、実施主体・場所・時期・方法等を具体的に記載する。</li><li>・活動の実施状況や成果を把握するための調査・方法を記載する。</li><li>・NPO等が行う活動は同意を得る。</li></ul>
国又は都道府県との連携に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携保全活動と合わせて行われることが望ましい取組みを調整したうえで記載し、計画の実効性を高める。</li></ul>
計画期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の自然的・社会的条件に応じた適切な期間とする。</li></ul>

## 8-2 プラットフォーム(地域連携保全活動協議会)の設立

地域連携活動の実施や持続的な里山活動の土台となるプラットフォーム設立に向けた取組みを進めていくことが必要である。プラットフォームへの参画を希望する市民団体・NPO等に関してはその後の地域連携保全活動の実施主体となる可能性もあることから、十分協議し同意を得る必要がある。そのため、プラットフォーム設立に向けた主な取組みは以下の項目と考えられる。

- ・木津川市としてのプラットフォームや本計画の推進方針と推進体制の明確化
- ・プラットフォーム設立に向けた関係者協議・調整の実施
- ・市民団体やNPO等との協議・調整及び活動実施に向けた同意
- ・引き続き企業のCSR活動や、産業活動に関する参画・協力に対する意向調査等の実施
- ・京都大学等の教育機関との連携に向けた協議・調整の実施
- ・活動実施者の持続的な育成に向けたボランティア育成や担い手育成プログラムの計画・実施
- ・また、広報やシンポジウム等を通じた活動実施者のキーマンの発掘 等

## 8-3 生きた里山に向けた企業参画の誘導

民間事業者の参画による持続的な里山活動や、活動に伴い発生する生成材の安定供給・資源的な利用の確立に向けた当面の取組みは以下の項目と考えられる。

- ・現時点でニーズのあった企業のボランティア活動のフィールド利用の促進を図るため、今後設立する地域連携保全活動協議会を通じた広報やプログラムの企画・運営等を実施。
- ・今回の民間事業者の参画意向調査である程度関心を示した企業について、引き続き地区での取組みや実施情報等を照会し、興味・関心の増大を図る。
- ・また、地域連携保全活動計画の実施に伴う地域資源（鹿背山柿、鹿背山焼き、鹿背山城跡等）の活性化や魅力向上を図り、関係行政機関や地元・市民団体等の協力のもと民間企業の参画の可能性を模索する。
- ・地域連携保全活動計画の実施により取組みが進められる地区の特性・資源の保全・活用（大阪層群の地質的な価値、生物多様性、貴重種の保全、鹿背山城跡、固有の農作物、生きた里山等）都市部における重要性を明確化し、PRを行うことで地区のブランド力の向上を図る。

## 8-4 持続可能都市・木津川モデルの実現に向けた制度の活用促進

市民緑地制度及び生産緑地制度の活用促進に向け、シンポジウムや個別説明等による地権者への周知を図り、里山活動のフィールドとなる土地の利用権の確保を目指す。

- ・市民や地権者に対する制度の周知  
　シンポジウムの開催、広報誌やHPへの掲載、個別説明の実施 等
- ・里山活動のフィールドとして活用するうえでの地権者の意向調査
- ・里山活動により目指すべき植生や空間イメージ、維持管理手法等の作成

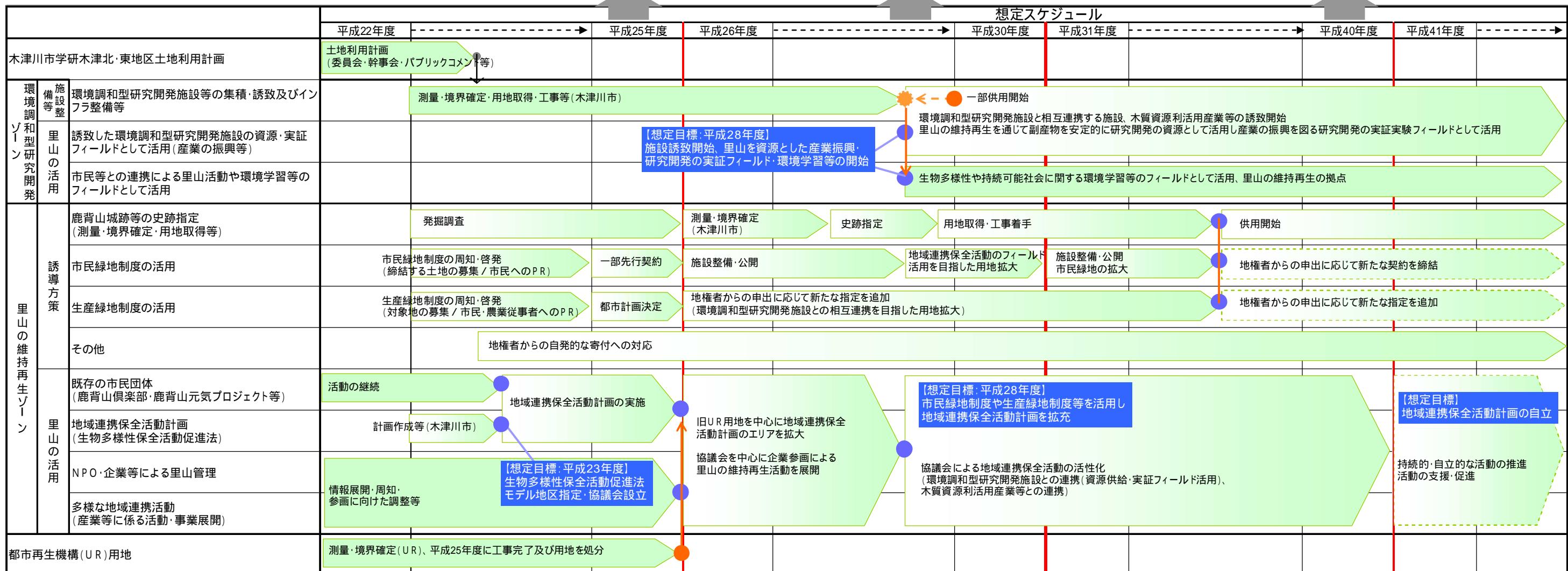
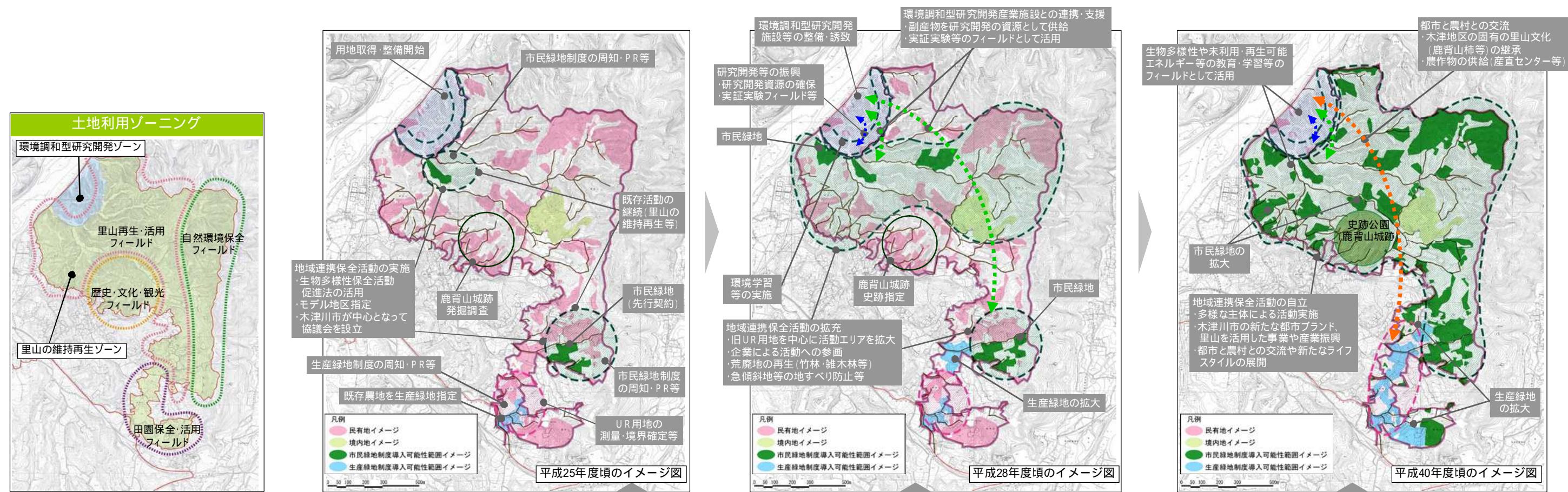
## 8-5 関連計画への対応

土地利用計画の実現を図るため「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」及び「都市計画法上の用途地域」について、京都府及び木津川市が協力し、双方の役割分担の下に必要な変更に取り組む。

## 8-6 木津北地区の土地利用の展開スケジュール

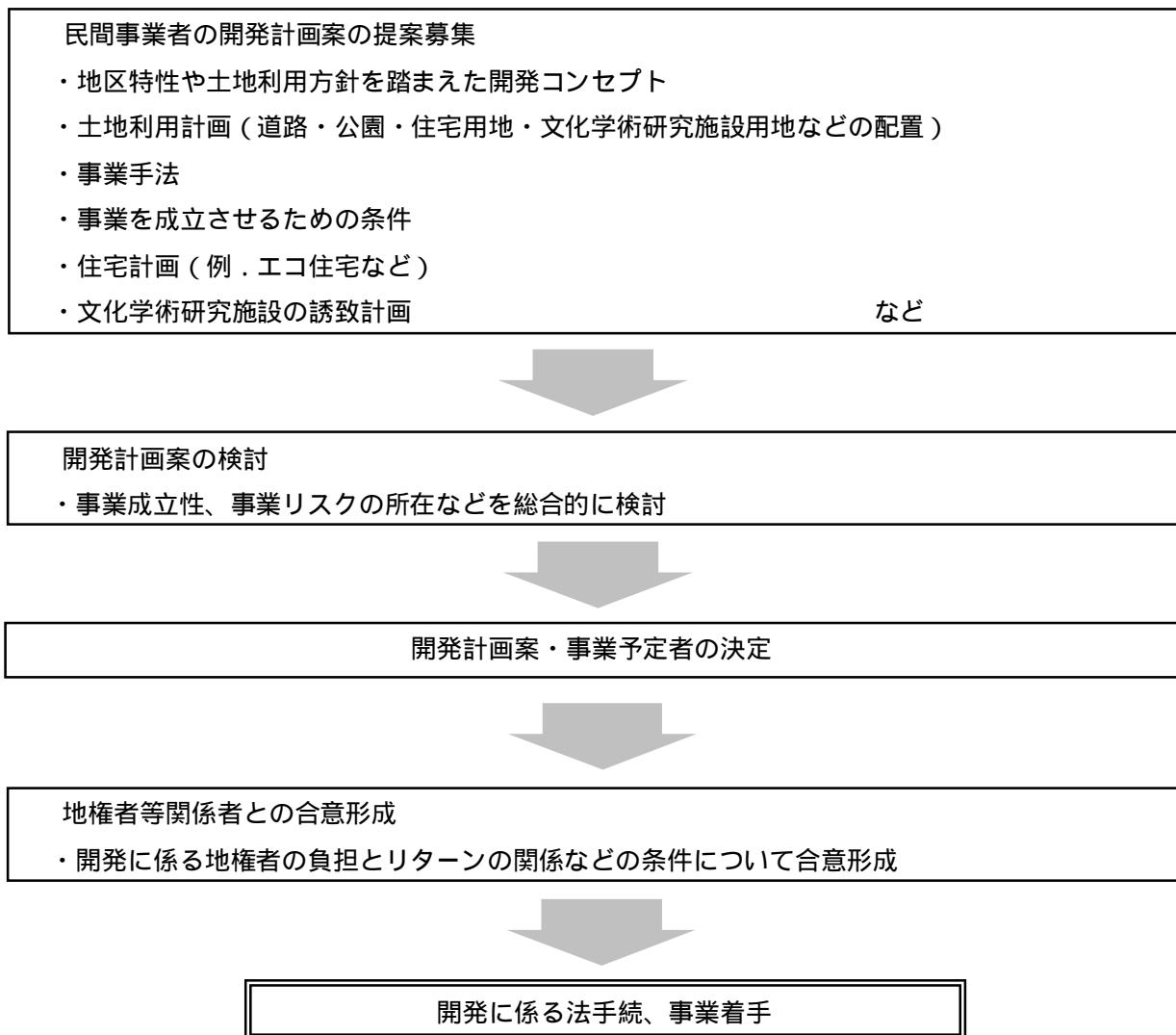
木津北地区において生産緑地制度及び市民緑地制度、生物多様性保全活動促進法等を活用して、土地利用計画の実現を図っていくための展開スケジュールを以下に示す。

## 木津北地区の土地利用の展開スケジュール



## 8-7 木津東地区の土地利用の展開イメージ

木津東地区では一體開発を前提とし、民間事業者の計画提案を活用して土地利用計画の実現を図っていることとしているが、その手順を以下のとおり想定しており、今後、UR都市機構と市が協力して取組みを進めていく必要がある。





## 【 參 考 資 料 】

---



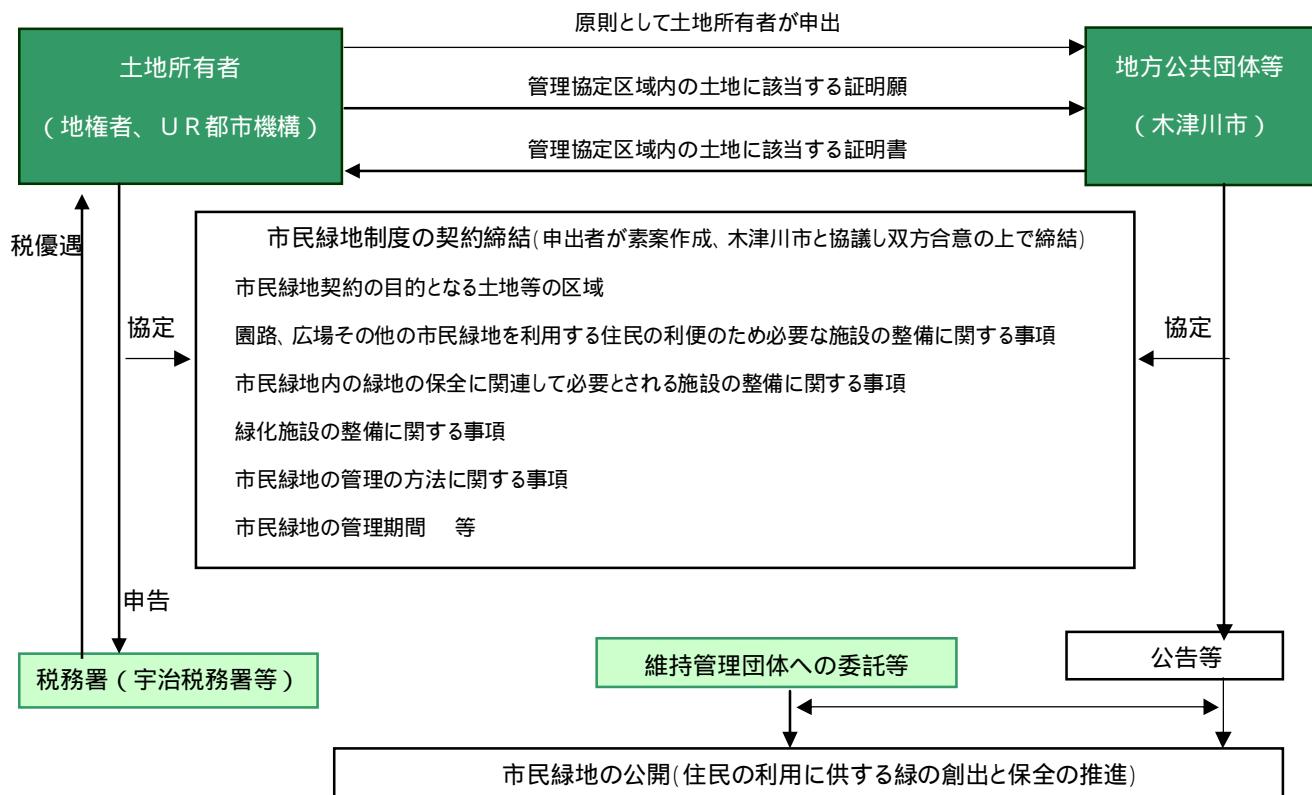
## 参考 - 1 木津北・東地区の土地の所有状況

表 木津北・東地区の土地の主な所有者等

木津北地区		木津東地区	
所有者	割合	所有者	割合
UR都市機構	約 60%	UR都市機構	約 45%
公共用地等	約 6%	公共用地等	約 4%
その他の地権者	約 34%	その他の地権者	約 51%
計	100%	計	100%

## 参考 - 2 市民緑地制度

図 想定される手続きの流れ



## 参考 - 3 生産緑地制度

図 一団の農地のイメージ

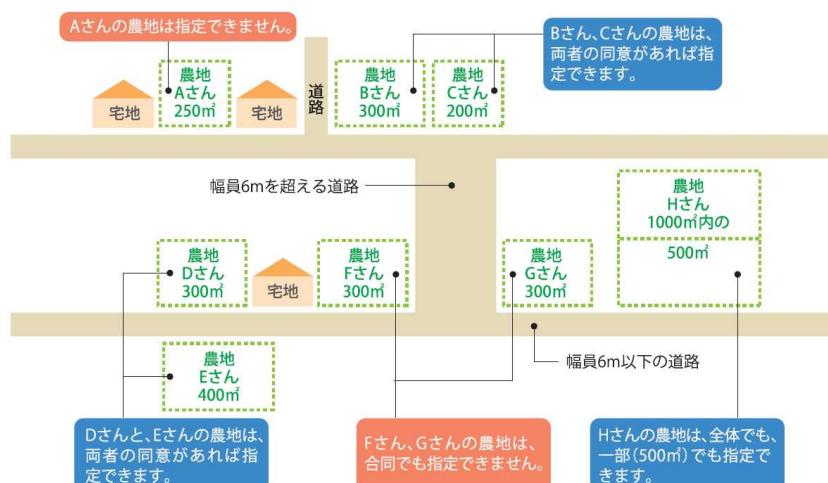
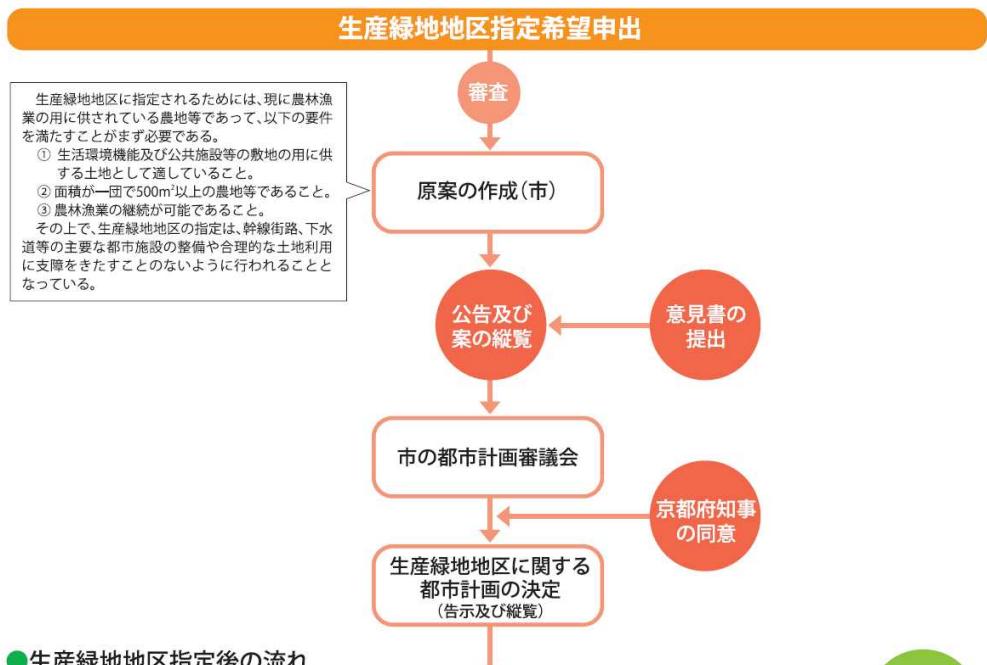
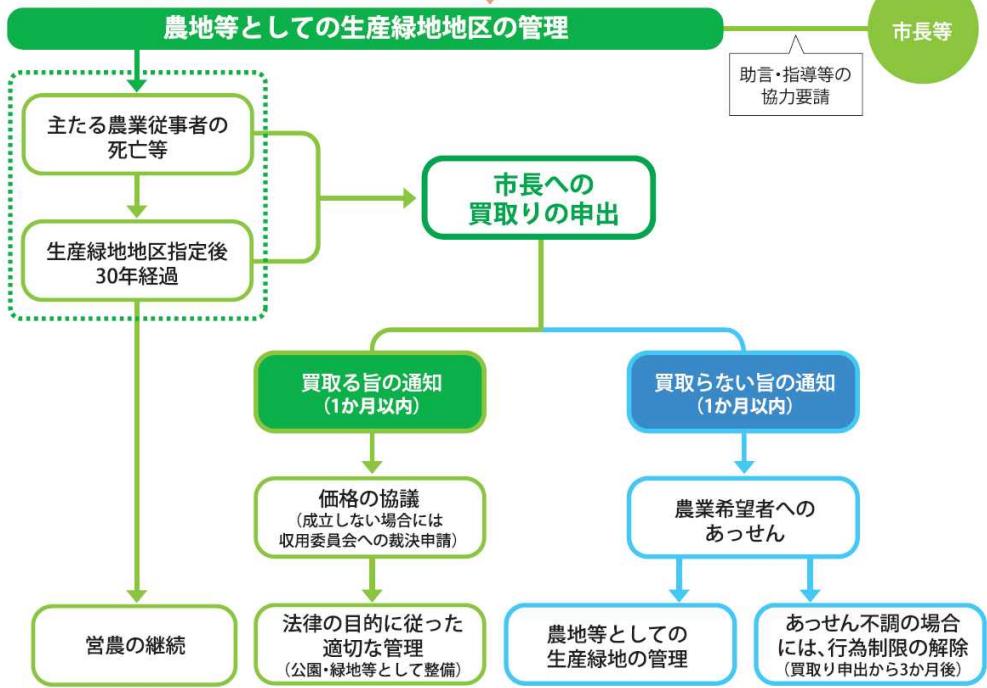


図 手続きの流れ

●生産緑地地区指定までの流れ



●生産緑地地区指定後の流れ



買取りの申出ができる場合

① 生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき

② ①の場合のほか、農業の主たる従事者<sup>※1</sup>が死亡したり、農業に従事することを不可能とする故障<sup>※2</sup>により、農業を続けることが不可能となったとき

※1. 「農業の主たる従事者」とは、買取りを申出る時点での生産緑地地区の農業経営に欠くことのできない主要な働き手(小作人も含む)である者(市民農園の場合は、当該農園を運営する者または管理する者)をいいます。

また、家族を中心とした共同経営(夫・妻・息子等)の場合、次に掲げる者も、主たる従事者となります。

①経営主が65歳未満の場合／経営主の年間従事日数の8割以上従事する共同経営者

②経営主が65歳以上の場合／経営主の年間従事日数の7割以上従事する共同経営者

※2. 「農業に従事することを不可能とする故障」とは、両眼失明、精神の著しい障害、神経系統の機能の著しい障害、胸腹部臓器の著しい機能障害、上・下肢の喪失またはその機能の著しい障害、両手足(指)の喪失またはその機能の著しい障害、以上の障害に準ずる障害、1年以上の入院その他の事由により農業に従事することができなくなる故障等、治癒することができない障害等のこと。ただし、いずれの障害においても医師の診断書または院長の証明書等が必要です。

## 参考 - 4 アンケート・ヒアリング調査結果

### アンケート調査の概要

第二段階のヒアリング調査に向けて、木津北地区の土地利用への関心や参画意向を示す企業を抽出するとともに、企業の一般的な社会貢献活動への取り組み状況の把握や木津北地区の周知を図る意味も含めて事前アンケート調査を実施した。

対象企業については、全国区の企業では既に社会貢献活動に取り組んでいる企業または社会貢献活動への関心が高い企業として日本経済団体連合会（経団連）会員企業からの抽出を行い、地元企業では関西経済連合会（関経連）会員企業、学研都市の立地企業を対象として、計 979 社にアンケート調査を実施した。回答は 96 社からあり、この中からヒアリング対象企業を抽出した。

なお、アンケート調査の概要は下記の通りである。

表 アンケート調査の概要

対象法人	経団連会員企業のうち下記の企業を抽出	339 社
	・生物多様性民間参画パートナーシップへの参加企業（注 1）	
	・社会貢献活動を実施している企業（注 2）	354 社
	関経連会員企業	530 社
	学研都市立地企業	87 社
	合計	合計 979 社 (重複を除く)
調査方法	郵送アンケートと WEB アンケートを併用	
調査項目	・社会貢献活動の取組み状況 ・土地利用の基本方針に対する関心 ・社会貢献活動としての当地区への参画可能性 など	
調査期間	平成 23 年 2 月中旬～3 月上旬、4 月中旬～下旬	
回答状況	96 社から回答（回答率 9.8%）	

注 1：生物多様性に関する民間の取組みを推進するために、経団連、日本商工会議所、経済同友会により設立された  
経済界を中心とした自発的なプログラム

注 2：経団連の社会貢献推進委員会等が実施した「2009 年度 社会貢献活動実績調査」で類似の取組実績がある企業  
を抽出

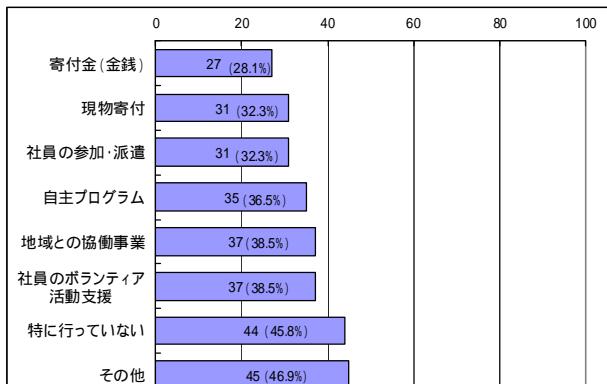
## アンケートの調査結果

### 1 ) 社会貢献活動の取り組み状況

全体の 54%の企業が何らかの社会貢献活動に取り込んでおり、その形態としては「社員のボランティア活動支援」、「地域との協働事業」が 39%と最も多い。

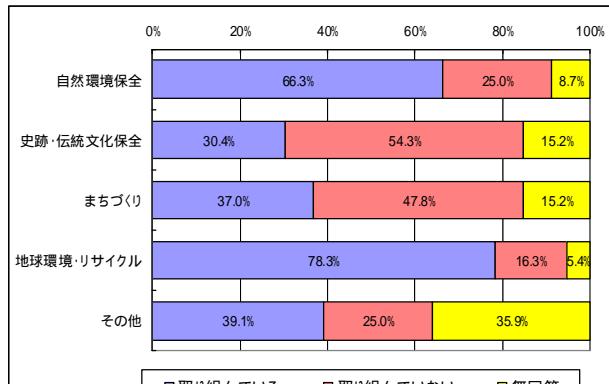
取り組み分野については、「地域環境・リサイクル」が 78%と最も多く、ついで「自然環境保全」( 66% ) となっている。

図 社会貢献活動の形態



回答数：96 ( 複数回答可 )

図 社会貢献活動の分野



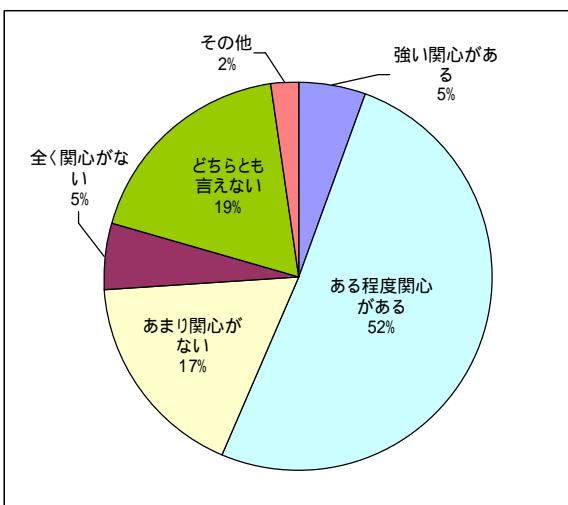
回答数：92 ( 複数回答可 )

### 2 ) 木津北地区への関心、参画可能性

土地利用の基本方針への関心については、「強い関心あり」が 5%、「ある程度関心あり」が 52%となっており、過半数の企業が関心を示している。

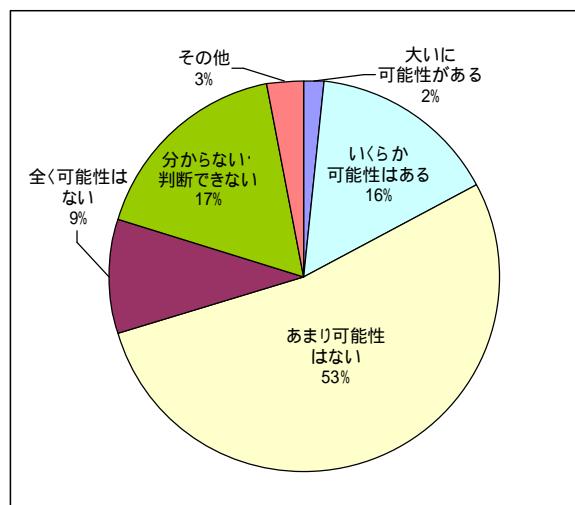
木津北地区での社会貢献活動の参画可能性については、「大いに可能性がある」が 2%、「いくらか可能性はある」が 16%となっており、約 2 割の企業が参画可能性を示した。また、現時点では「わからぬ・判断できない」との回答も 17% あった。

図 土地利用の基本方針への関心



回答数：94

図 参画可能性



回答数：64

## ヒアリング調査の概要

第二段階として、参画可能性や参画検討に当たっての具体的な条件などを把握するためにヒアリング調査を実施した。まず、社会貢献活動としての里山の維持再生ゾーンへの参画について、アンケート調査で参画可能性を示した企業や、関西圏の「企業の森」事業などで既に森林保全活動を展開している企業の中から 16 社を抽出してヒアリングを実施した。また、環境調和型研究開発ゾーンへの産業系施設の進出可能性についても 5 社を対象にヒアリングを実施した。

主なヒアリング項目は下記の 4 点である。

- ・社会貢献活動への取り組み状況（主に森林保全活動の状況や今後の社会貢献活動の傾向など）
- ・活動への参画や支援の可能性
- ・参画・支援を検討するにあたっての条件
- ・その他の意見

## 参画可能性に関するヒアリング結果

表 参画可能性とその理由

	理由
社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・「企業の森」に参画しており、企業PR効果が高く継続したい。タイミングが合えば検討は可能。</li><li>・木津川市でやる意義やメリットを説明できれば検討できる。現時点では難しい。</li><li>・事業所が立地する場所で展開しており、木津川市での展開は難しい。ボランティアの研修フィールドとしての活用は可能。</li><li>・計画地のコンセプトや具体的な取組内容がわかれれば判断が可能。社員ボランティアとしての参画なら可能性はある。</li><li>・企業として経費を負担しての展開は難しいが、従業員のボランティアとしての参画なら可能。</li><li>・森林保全関係の取組み経験は無く、企業として経費を負担しての展開は難しいが、社員のボランティアとしての参画は十分に可能性がある。</li><li>・企業として経費を負担しての展開は難しいが、森林保全関係の取組みは未だないので、社員のボランティア参画は十分に可能性がある。</li><li>・本業で縁のない木津川市で、社会貢献活動を展開することは難しい。</li><li>・各地の飲料の製造工場の上流地で関わる地を設定。資金を提供し、実際の管理は各地の林地管理団体が主で、社員はレクリエーションで参加。</li><li>・周辺に事業所がなく、難しい</li><li>・本業で縁のない木津川市で、社会貢献活動を展開すること難しい。</li><li>・「企業の森」に参画しており、関西圏で同様の取組みは難しい。</li><li>・木津川市で取り組む理由が説明できないため、難しい。</li><li>・社有林(約 500ha)の管理で手一杯であり、新たな取組みは難しい。</li><li>・大規模な取組みを既に行っており、新たな展開は難しい。</li><li>・事業所、工場などが離れた場所にあるので、木津川市での展開は難しい。</li></ul>
産業活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・自らバイオマス発電事業等を展開することは難しい。</li><li>・一番コストが掛かる運送費において当地は交通の便がいいことは好条件。大学等の研究機関と連携する芽を探したい。</li><li>・バイオマス関連など、当社として事業に取り組むのは難しい。</li><li>・国産竹は伐採・搬出コストが高く、商業ベースに乗るプロジェクトは難しい。</li><li>・バイオマス事業は民間企業がリードする構造になっていることが必須。</li><li>・廃棄物の処理コストを吸収する形の事業モデル以外は難しいが、木津のみならず少し広域にバイオマス資源を検討してはどうか。</li></ul>

## 参画・支援を検討するにあたっての条件

### <主な意見>

- ・面積的には広くても 2~3ha。
- ・行政が介在することで、土地所有者とのトラブルに巻き込まれないことが前提。
- ・国有林か公共団体所有であることが条件。
- ・森林組合か、地元のNPOが活動していることも前提。企業が全て自前でやるのは無理。
- ・生物多様性のモデル地区になれば、取り組みやすい。
- ・その他、交通の便、安全性（緩斜面など）、トイレ、周辺のレクリエーション施設（教育施設、キャンプ場、農園など）なども参画を検討する際には条件となる。
- ・本業との係わり（マッチング）が重要な判断要素となる。

## その他の意見

### <主な意見>

- ・一般的に企業のCSR展開として、生物多様性への関心は高まっていると考えられるが、それに絡めて企業が参画しやすいコンセプトやスキームができればよい。
- ・里山管理について、どのような里山を目指し、具体的に何をするかを明確にすることが重要。
- ・里山保全などは、行政の肝いりで協議会を立ち上げ、NPOに発展させていくなど、初動期に行政がリーダーシップをとって、汗をかいて進めていくことが重要と考える。

## 地域における多様な主体の連携による 生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律案の概要

### 趣旨・背景

#### ◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の搅乱



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食

#### ◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

#### ◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



里山における竹林の伐採

### 地域における多様な主体の有機的な連携による 生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要

### 制度の概要

#### ◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による  
地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定



地域連携保全活動  
(希少種の餌場となる水辺の整備)

#### ◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO等による計画の案の作成についての提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、  
環境大臣又は都道府県知事の協議・同意
- ・地域連携保全活動計画の作成や  
実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、  
自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置

#### ◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

#### ◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

#### ◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

### 施行期日

法律の公布の日から起算して1年以内（基本方針については公布の日）

## 参考 - 6 用語集

### 大阪層群(おおさかそうぐん)

大阪層群は鮮新世から更新世に堆積した川や湖の堆積物で、京都盆地では数枚の海成粘土層や多くの火山灰層を含む。

### 生態系サービス(せいたいけいサービス)

生態系がもつ機能のうち、水や食料、気候の安定など、人間が生きていくために必要で役立つ自然の恩恵。国連では、1)食料や水、木材などの「供給的サービス」、2)気候などの「調節的サービス」、3)レクリエーションなどの「文化的サービス」、4)物質循環などの「基盤的サービス」、の4つに分類されている。

### 大和青垣(やまとあおがき)

奈良盆地を取り巻く、比較的でこぼこのない平らな山並み。(奈良盆地を囲む山地は、青垣山といわれていた。)

### 林分(りんぶん)

林相が一様で、となり合う森林と区別できるひとまとまりの森林。

### CSR(シーエスアール)

企業の自主的な社会的貢献活動。